

令和 7 年第 2 回定例会

一 宮 町 議 会 会 議 録

令 和 7 年 6 月 17 日 開 会

令 和 7 年 6 月 17 日 閉 会

一 宮 町 議 会

令和 7 年第 2 回一宮町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6 月 1 7 日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会委員長の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長の行政報告	5
請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
請願第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
一般質問	20
篠 瀬 寛 樹 君	20
川 城 茂 樹 君	29
大 橋 照 雄 君	32
宇佐美 信 幸 君	51
畑 場 博 敏 君	57
鶴 沢 一 男 君	63
袴 田 忍 君	69
承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
報告第 1 号の上程、説明、質疑	76
報告第 2 号の上程、説明、質疑	78

報告第 3 号の上程、説明、質疑	79
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
諮問案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	100
日程の追加	102
発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
発議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
閉会の宣告	106
署名議員	107

第 2 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

6 月 17 日（火）

令和7年第2回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

令和7年6月17日招集の第2回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	篠	瀬	寛	樹	2番	宇佐美	信	幸
3番	藤	井	幸	恵	4番	川城	茂	樹
5番	大	橋	照	雄	6番	小林	正	満
7番	鵜	沢	清	永	8番	鵜沢	一	男
9番	小	安	博	之	10番	吉野	繁	徳
11番	森		佐	衛	12番	舩場	博	敏
13番	袴	田		忍	14番	小関	義	明

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬	淵	昌	也	副町長	大	場	雅	彦
会計課長	横	山	千	尋	教育長	竹之内	達	生	
総務課長	高	田		亮	企画課長	山	口	裕	之
税務課長	御	園	明	裕	住民課長	目	良	正	巳
福祉健康課長	関		晴	美	都市環境課長	森		常	磨
産業観光課長 兼農業委員会 事務局長	田	中	一	郎	子育て支援 課長	中	村	晴	美
教育課長	渡	邊	高	明					

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	渡	邊	浩	二	書記	長	谷	川	里	紗
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の行政報告
日程第五	請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する

る請願書

日程第六	請願第 2 号	「国における 2026 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
日程第七	一般質問	
日程第八	承認第 1 号	一宮町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
日程第九	承認第 2 号	一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
日程第十	報告第 1 号	繰越明許費繰越計算書について
日程第十一	報告第 2 号	事故繰越し繰越計算書について
日程第十二	報告第 3 号	農業集落排水事業会計継続費繰越計算書について
日程第十三	議案第 1 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十四	議案第 2 号	一宮町迷惑防止条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十五	議案第 3 号	一宮町総合計画審議会設置条例を廃止する条例の制定について
日程第十六	議案第 4 号	一宮町 G S S センター背面急傾斜地崩落対策工事の請負契約締結について
日程第十七	議案第 5 号	一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の締結について
日程第十八	議案第 6 号	九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議について
日程第十九	議案第 7 号	九十九里地域水道企業団の解散について
日程第二十	議案第 8 号	九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分について
日程第二十一	議案第 9 号	令和 7 年度一宮町一般会計補正予算（第 1 次）議定について
日程第二十二	議案第 10 号	令和 7 年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 次）議定について
日程第二十三	議案第 11 号	令和 7 年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）議定について
日程第二十四	諮問案第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程の追加		
追加日程一の日程第一	発議案第 1 号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

追加日程一の日程第二 発議案第2号 国における2026年度教育予算拡充に関する意見書

開会 午前 9時01分

◎開会の宣告

○議長（小関義明君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集いただき誠にご苦労さまでございます。季節的に湿度が高く蒸し暑い時期です。皆さん体調など崩されないよう十分ご注意ください。

それでは、ただいまから令和7年第2回一宮町議会定例会を開催いたします。

◎開議の宣告

○議長（小関義明君） ただいまの出席議員数は14名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（小関義明君） 本日、日程に入る前に、議会運営委員長より本定例会の運営について発言の申出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、10番、吉野繁徳君。

○議会運営委員長（吉野繁徳君） 10番、吉野です。

会期について、議会運営委員会から報告をいたします。

本定例会に提案されるものは、町長の行政報告をはじめとして、請願が2件、専決処分承認が2件、繰越計算書報告が3件、条例の一部改正2件、条例の廃止が1件、工事請負契約締結が1件、工事委託に関する協定の締結が1件、九十九里地域水道企業団に関わる規約変更等が3件、補正予算が3件、人事案件が1件です。

なお、請願の採決結果によっては、意見書提出の発議案が追加されると思います。

また、一般質問は7名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期に関しましては本日1日としたいと思います。

以上、報告を終わります。

○議長（小関義明君） どうもご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

○議長（小関義明君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は、既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小関義明君） これより日程に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

３番、藤井幸恵君、４番、川城茂樹君、以上兩名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（小関義明君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日１日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日１日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小関義明君） 日程第３、諸般の報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書及び定例監査報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から、広域議会臨時会概要報告書の提出がありました。別紙、諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付しております。これをもってご了承願います。

◎町長の行政報告

○議長（小関義明君） 日程第４、町長の行政報告を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和７年第２回一宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様

おかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本定例会では、条例の一部改正案や補正予算案など合計17件の案件をご審議いただきますが、開会に先立ちまして、町政運営の概況をご報告申し上げます。

初めに、総務課所管の業務についてであります。

令和6年度決算の関係でございますが、全ての会計を5月31日に出納閉鎖いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

一般会計は、歳入58億4,471万円、歳出56億4,986万円、繰越金は1億9,485万円でございます。

また、国民健康保険事業など3つの特別会計は、合計で歳入27億2,227万円、歳出26億3,100万円、繰越金は9,127万円でございます。

最後に、農業集落排水事業会計は、収益的収支の収入が1億6,317万円、支出が1億5,067万円、資本的収支の収入が5億6,283万円、支出が5億5,839万円でございます。

今回の定例会に決算書をもってご承認を賜りますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、防災関係です。

この4月1日から、津波避難広報ドローンの運用を開始いたしました。このシステムは、津波の情報を受信すると、自動で飛行を開始し、海岸部で避難を呼びかけるものです。これにより、今まで避難情報の取得が困難であった海上のサーファーなどへの速やかな情報伝達が期待できます。

続きまして、企画課所管の業務です。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業につきましては、国の令和6年度補正予算及び令和7年度予備費である重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援や消費下支え等を通じた生活者支援と、令和6年分所得税及び定額減税額の確定により、昨年度実施した調整給付の額に不足があることが判明した方への不足額給付など4事業を国へ申請いたしました。補正予算で一部上程させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、世界サーフィン保護区認定に向けた取組についてですが、3月28日にNGOのsave the waves事務局と申請におけるプロセスなどについてオンライン会議を行いました。この夏頃に今年の募集案内が示される予定ですので、準備が整い次第、予備申請書を提供してまいります。

次に、ふるさと応援事業ですが、令和6年度、ふるさとチョイスをはじめとする8ポータ

ルサイトを運用し、過去最高の4,870件、2億1,977万5,000円のご寄附を頂きました。

本年度につきましては、宿泊施設や飲食をする際、その場で寄附をし、その場で返礼のサービスを受けることができる現地決済型ふるさと納税を導入し、さらなる増収を図ってまいります。

最後に、今年4月から企画課の中に新しくできました公共施設整備係についてですが、一宮町中央公民館建設検討委員会から提出されました報告書を基に、3年から5年後を目標に複合施設の建設工事に着手できるよう準備を進めてまいります。町民の皆様に喜ばれ、集っていただける複合施設にするため、まずは首都圏内の先行事例の視察に関する予算を一部上程させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、住民課所管の業務についてです。

国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者証は、昨年12月2日以降、新たな保険証の新規発行はされなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されました。今後はマイナ保険証または資格確認書で医療を受けるようになります。引き続き、被保険者の皆様が安心して医療を受けられるよう、マイナ保険証の運用について周知を図ってまいります。

国民健康保険の令和6年度の医療費は約8億5,500万円となり、被保険者数の減少により前年度から若干減少となっております。令和6年度末の繰越金は6,720万9,000円、基金につきましては1億5,320万2,000円の保有高となっております。

また、国民健康保険税の軽減の取組として、就学児から高校生以下の子供がいる世帯に対し、国民健康保険税の均等割額の半額を減免する措置を行いました。今年度も引続き実施してまいります。

次に、健康維持と医療費の適正化を目的とした特定健診ですが、40歳以上の国保加入者及び後期高齢者医療制度加入者を対象に5月30日金曜日から6月11日水曜日の間、土曜日も健診日を設けて、延べ10日間、保健センターで実施いたしました。健診受診率につきましては、国保37.9%、後期26.1%でした。

本業務は、生活習慣病の予防及び早期発見など、ご自身の健康状態を把握するために大きな役割を担う事業であります。集団健診を受診されていない方も、個別健診は12月25日まで受診できますので、積極的に受診していただきますようお願いいたします。

続きまして、福祉健康課所管業務についてです。

初めに、福祉事業の関係です。

物価高騰に伴う低所得世帯への生活支援として、令和6年度住民税非課税世帯を対象に、

1世帯当たり3万円を、またその世帯のうち18歳以下の児童1人につき2万円を支給する低所得世帯支援給付金事業につきましては、4月18日に申請書を発送し、5月末の時点で対象世帯の約8割に当たる1,227世帯、また子供加算については82世帯131人分を、それぞれ支給いたしました。

なお、申請等の期限を6月末としておりますので、引き続き、円滑な支給事務に努めてまいります。

次に、高齢者福祉の関係です。

令和7年4月から、80歳以上で自動車運転免許証がない方全てを対象に拡充いたしました福祉タクシー事業につきましては、5月末の時点で242名の方から申請をいただき、そのうち164名が80歳以上で自動車運転免許証がない方となっております。引き続き、高齢者の方の日常生活を支える移動手段の充実を図り、健康で充実した生活を送っていただけるよう取り組みでまいります。

次に、健康事業の関係です。

令和7年度の各種検診であります。4月に実施いたしました20歳以上の女性を対象とした子宮がん集団検診は720名の方が受診され、また、5月に実施いたしました30歳以上の女性を対象とした乳がん集団検診は1,057名の方が受診されました。子宮がん検診と乳がん検診は、医療機関にて行う個別検診も実施しておりますので、集団検診を受診されていない方は、個別検診の受診をご検討ください。

なお、40歳以上の方を対象とした今後の集団検診は、大腸がん検診を7月に、胸部レントゲン検診を9月に、胃がん検診を11月に予定しております。過去3年以内に受診歴がある方と新たに対象となられた方には受診通知を発送いたします。検診日程などは、広報いちのみやでお知らせいたしますので、受診通知が届かない方も受診をご検討いただき、各種検診をご希望される方は福祉健康課までお申込みをお願いいたします。

続きまして、子育て支援課所管業務についてです。

令和7年4月から子育て支援課内に、虐待などの問題を抱えた児童福祉関係の相談や、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う一体的な組織として、こども家庭センターを開設いたしましたので、お気軽にご相談ください。

また、遊休施設となっている旧一宮保育所を活用し、子供が安全に過ごせる場所を提供するため、夏季休暇期間の7月19日から8月31日までの41日間、中学生、高校生を対象に自習室、談話室を開設します。こちらに係る費用を補正予算で上程させていただいておりますの

で、よろしくお願いいたします。

続きまして、産業観光課所管業務についてであります。

まず、農業の関係です。

水稻の品質と収量増を図るため、ドローンによる水稻農薬散布を7月中旬頃に、数日をかけて実施します。周知等、適時適切に行ってまいりますので、関係機関及び皆様方のご協力をお願いいたします。

次に、施設園芸ですが、安定生産や品質向上を図るため、トマトや梨、イチゴの生産者計5名に対し、農業用機械の購入や施設の改修を支援する「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業による補助を行います。

また、昨年度に引き続き、町単独補助制度による上乗せ補助として、一宮町地域農業担い手支援事業補助金により、補助率3分の1、上限150万円の補助金を支給し、地域農業の経営発展支援に取り組んでおります。

次に、林業振興ですが、町の森林環境譲与税や森林整備広域連携協定に基づく市川市の譲与税を活用し、引き続き、憩いの森や洞庭湖周辺の森林整備を実施し、今年度も秋に、憩いの森で一宮町と市川市の小学生交流のイベントを予定しております。

続きまして、商工関係です。

昨今の物価高騰の影響を受けている住民の生活支援を目的として、新たに購入金額1万円で1万3,000円分のお買物ができるプレミアム付き商品券事業を計画しております。こちらは、地方創生臨時交付金を活用いたしたく、補正予算を上程させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、観光関係ですが、一宮海岸有料駐車場を4月26日から開設いたしました。昨年度に引き続き、適正な運営や収益の確保に努めてまいります。

続きまして、一宮海水浴場ですが、7月19日から8月24日までの37日間、監視体制を整え開設いたします。

なお、開設日には11回目を迎える南九十九里はまぐり祭りを開催し、海の魅力を伝えるとともに、九十九里地はまぐりのPRに努めます。

次に、昨年も多くの方々より好評をいただいた一宮町納涼花火大会は、8月2日の開催に向けて、現在、観光協会理事の皆様方と職員が寄附のお願いに企業を訪問しております。

また、今年は花火大会を次の世代につなぐためのプロジェクトとして、ガバメントクラウドファンディングにも挑戦しており、6月11日時点で329万円のご寄附を頂戴しております。

こちらは、花火の打ち上げ費に充当いたしたく、補正予算を上程させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

そして、このほかにも魅力ある様々なイベントについて、開催に向けた準備が進められております。今後も一層の魅力発信に努め、さらなる集客を目指してまいります。

最後に、夏期観光シーズンにおける安全対策として、一宮町夏期観光安全対策本部を設置いたします。警察や消防、関係機関との連携を図り、地域住民や観光客の事故防止に努めてまいりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、都市環境課所管業務についてです。

初めに、道路事業の関係です。

今年度実施予定の町道の新設改良工事と道路維持工事につきましては、これまでに17件のうち5件の発注を終えました。引き続き、緊急性や優先順位に配慮し、地域の皆様の要望に沿った予算執行に取り組んでまいります。

また、国の交付金事業を活用し整備を進めている町道1－7号線（通称、天道跨線橋通り）ですが、今年度は、大河原地先の橋梁架け替え工事の実施を予定しており、現在、発注の準備作業を進めているところです。

引き続き、本路線改良の早期完成に向けて、事業の推進に努めてまいります。

次に、環境衛生事業の関係です。

去る5月31日土曜日に、恒例のゴミゼロ運動を実施いたしました。当日は、悪天候にもかかわらず、961人の皆様にご参加をいただき、道路など公共の場所に捨てられた空き缶や紙くずなど480キログラムのごみを回収いたしました。引き続き、ごみの散乱防止と再資源化の普及啓発に取り組んでまいります。

次に、近年、問題となっている民泊施設等の利用客による騒音トラブルの関係についてです。

町では、トラブルの原因となっている音量のレベルが、関係法令の規定違反に当たるか否かを客観的に判断していくため、騒音測定器を購入するなどしたほか、本定例議会には、騒音の発生現場に町からの受託業者が速やかに臨場し、騒音の実態を記録する騒音状況記録委託料など、関係法令の運用体制を一層強化しようとする補正予算を提案しましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

一方で、一宮町迷惑防止条例につきましても、騒音トラブルの改善に向けて、より効果的な規制内容となるよう、関係者のご意見も踏まえつつ、一部改正案を作成し、本定例議会に

提案いたしました。本件につきましても、補正予算と併せ、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、都市整備事業の関係です。

ストックマネジメント計画に基づく国庫補助事業として、6年目を迎えた中央ポンプ場の大規模改修事業であります。今年度は、千葉県下水道公社との間に新たな協定を締結し、土木建築耐震補強工事及び除塵機設備改修工事等を実施いたします。引き続き、主要設備等の適切な更新を施し、町の皆様の安心・安全な生活に資する施設として、機能の確保に万全を期してまいります。

次に、空き家対策の関係です。

全国的に増加している空き家問題であります。町では今年度、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空き家等対策計画を策定いたします。これにより、空き家等の利活用の促進や地域住民の生活環境の保全を図り、総合的かつ計画的に空き家対策を進めてまいります。

続きまして、教育課所管業務についてであります。

まず、学校教育関係についてです。

令和7年度の町立小中学校の入学児童生徒数は、東浪見小学校17名、一宮小学校80名、一宮中学校99名です。

また、5月1日現在の児童生徒数は、東浪見小学校141名、一宮小学校503名、一宮中学校344名となっております。

今年度は、各学校において特別支援教育支援員をそれぞれ1名増置し、東浪見小学校2名、一宮小学校4名、一宮中学校3名の支援員を配置した上で1学期をスタートすることができました。

続きまして、令和5年度にスタートした第3子以降学校給食費無償化事業についてです。

この事業は、多子世帯の子育てに対する経済的負担軽減を目的とし、保護者が扶養している子のうち、年齢が上から3番目以降の子の義務教育期間における公立学校の学校給食費を無償化するものです。6月1日現在、117名の児童生徒が無償化の対象となり、これは全児童生徒の1割強に当たります。

なお、9月からは、第2子も当事業の対象となるため、7月には申請事務等を進めていく予定です。

また、物価高騰対策として令和6年度と同様に、給食1食当たり70円を支援し、安定した

学校給食の提供に努めております。

続きまして、東浪見小学校の大規模改修についてです。

東浪見小学校の普通教室棟は築53年、特別教室棟は築45年が経過し、平成20年度には大規模改修工事を実施しています。前回の大規模改修から17年が経過しているため、老朽化による雨漏り等が発生するなど、その都度、修繕等で対応しているところですが、根本的な解決には至っておりません。

そこで、東浪見小学校に通う児童が安心して学校生活が送れるよう、昨年度実施した校舎の耐力度調査の結果を基に、令和8年度には建屋屋上の防水対策改修を含め、建物を健全な状態に保つための大規模改修工事を実施いたしたく、補正予算案に計上いたしております。

引き続き、生徒や学校関係者が安心・安全、かつ快適に利用できる環境整備に努めてまいりますので、ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、社会教育関係です。

初めに、文化財の関係ですが、5月24日に、県立一宮商業高等学校創立100周年をテーマに第1回目の文化財講座を開催しました。参加者は29名でした。

町史編さん事業については、昨年度末に刊行した「一宮町史研究」創刊号が大変ご好評をいただき、県内各地から購入希望が殺到し、完売している状況です。今回、増刷するための補正予算を計上いたしております。

また、今年は戦後80年の節目に当たることから、「一宮町の戦争」をテーマに、歴史叢書第3集を刊行する予定です。関連して11月22日には、戦後80年講演会として、風船爆弾をテーマに開催予定であります。

今回の編さん事業では、歴史資料だけでなく、町内の動植物についても調査を行っています。引き続き、今年度も積極的に編さん事業を進めていきます。

公民館主催教室は、6月初旬から順次教室を開始し、多数の参加をいただいております。

また、毎年恒例の秋の行事、芸能音楽祭は10月26日の日曜日、文化祭は11月8日と9日の土曜日、日曜日に開催する予定で、関係団体と準備を進めております。

最後に、社会教育施設についてであります。

たくさんの方々が利用していただいております中央公民館、臨海運動公園、振武館、GSSセンターは築40年以上経過し、施設内外に様々な不具合が生じているため、修繕を重ねながら施設を維持しています。生涯学習活動の場として、利用者の安心・安全を確保しながら、施設管理に努めてまいります。

終わりに、この定例会には、専決処分に係る承認 2 件、報告 3 件、条例の一部改正や九十九里地域水道企業団の解散に伴う案件など議案が11件、諮問案 1 件を提案いたしましたので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上で行政報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（小関義明君） ご苦労さまでした。

以上で町長の行政報告を終わります。

◎請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第 5、請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本請願は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、13番、袴田 忍君。

○13番（袴田 忍君） 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

住所は、千葉市中央区中央 4-13-10、千葉県教育会館。

団体名が、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会が記されております。団体名を言いますと非常に時間かかりますので、これ省略させてください。会長、吉田瑞穂。

紹介議員、袴田 忍。

一宮町議会議長、小関義明様。

請願事項。

2026年度予算編成に当たり、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁宛てに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日頃より学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子供たち一人一人が国民として必要な基礎的資質を養うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたものが義務教育費国庫負担制度です。

しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていました。次第に対象から外され給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減されてしまいました。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子供たちをとりまく教育環境にも格差が生じています。

国民にひとしく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を学校教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第1条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりではなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小関義明君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

8番、鶴沢一男君。

○8番（鶴沢一男君） 質問します。

国においては、義務教育費国庫負担制度の大きな変更は予定されていません。なのに、なぜこの請願が必要なのか。

2点目として、毎年同じ内容で当町に請願が提出されております。当議会はそれを全て議

決して国に送っていますが、その結果は報告がありません。

その２点についてお答えください。

○議長（小関義明君） 13番、袴田 忍君。

○13番（袴田 忍君） 鶴沢議員から、２点ほど質疑をいただきました。ありがとうございます。

この請願書でございますが、国庫負担制度の堅持につきましては、この制度を維持することが目的でありますので、現状として国の負担割合が維持していることが成果であると考えている次第でございます。

それから、２点目が報告ですよ。報告に関しては、先ほど申し上げたように、この請願による成果は判断が難しいところであろうかと思いますが、紹介議員として、教育関係者が感じている成果の報告や公表などの検討を請願者に投げかけていきたいという思いであります。

以上です。

○議長（小関義明君） ほかにございませんか。

8番。

○8番（鶴沢一男君） 答えになっていないね。もう一度教えてください。

○13番（袴田 忍君） 教育予算拡充につきましては、これに関しては義務教育国庫制度、それから義務教育費の小学校、中学校運営に必要な経費の一部を国が負担するという制度でございます。そして、原則として教職員の給料の３分の１を国が負担している。そして、残り３分の２が都道府県が負担しているということで、大きなこの辺が教育費のメリットになっているかと思うので、この辺を国に訴えることは僕らは必要ではないかということで回答させていただきたいと思います。

○議長（小関義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

8番、鶴沢一男君。

○8番（鶴沢一男君） ただいま質問でも聞きましたが、国では義務教育費の国庫負担制度の堅持に努めております。そして、大きな変更は予定されておられません。ましてや、私たちの末端自治体の議会が国の教育行政を理解できるわけもなく、国の予算についても同じく理解

できるわけありません。

毎年毎年、通り一遍で送られてきたやつを採決して、確かに送っていますが、その報告も全くない。通り一遍の請願については議論する必要もなく、扱う必要もないと考えます。

以上です。

○議長（小関義明君） ほかに討論ございませんか。ございませんね。

（発言する者なし）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第5、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

お諮りいたします。請願書に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小関義明君） 起立多数。したがって、本請願は採択することに決定いたしました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第6、請願第2号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本請願は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員の説明を求めます。

13番、袴田 忍君。

○13番（袴田 忍君） それでは、「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

同じく千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館にございます団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会がされるものです。以下は、団体名ですので省略させていただきます。

紹介議員、袴田でございます。

一宮町議会議長、小関義明様。

請願事項。

2026年度予算編成に当たり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子供たちによりよい教育を保障するために、「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日頃から学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子供たち一人一人をとりまく環境も変化して、教育諸課題や子供の安全確保等の課題が山積しています。また、各地に地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生しました。災害からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。子供たちの健全育成を目指し豊かな教育を実現させるためには、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2026年度に向けての予算の拡充を働きかけていただきたいと考えます。

- ・災害から教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること。
- ・子供たち一人一人にきめ細かな指導をするため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。
- ・安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制を充実させること。
- ・多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障するため、必要な予算措置を講じること。
- ・安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- ・GIGAスクール構想を着実に推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること。

など。

以上、昨今の様々な教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小関義明君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

8 番、鵜沢一男君。

○8 番（鵜沢一男君） 質問いたします。

「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」について質問いたします。

まず1点目、国の教育に関する予算は年々増加をしております。それなのに、なぜ今この請願をする必要があるのか。お答えください。

それと、先ほどと同じですが、もう十数年来、同じ請願が町に来ております。そして、議会は全て議決をして関係行政庁に意見書を提出していますが、その報告については全くありません。

その2点についてお答え願えればと思います。

○議長（小関義明君） 13番、袴田 忍君。

○13番（袴田 忍君） 鵜沢議員から、2つほど質問を受けました。

それでは、まず2026年度の教育予算拡充に関しての最初の質問でございますけれども、教育予算拡充につきましては、多岐にわたる予算の中でどの部分に成果が上がっていくかということは、目に見えて判断することは難しいかもしれません。しかし、現在の教育現場は、教職員の人手不足、子供たちの多様化への対応、教育格差の拡大、ICT教育への対応など多くの課題を抱えています。

このような現状を踏まえて、国に対して予算拡充を求めることは、地方の声を国政に反映させる重要な手法ではないかとありまして、意味のある働きかけではないかと私は考えています。

それからもう1点、先ほどの成果についてでございますが、確かに今、目に見えるものは、私も持っておりませんが、この請願といいますか、まとめている子どもたちの豊かな学びを支援する教育団体関係者千葉県連絡協議会のほうの事務局のほうには、それなりの成果等の

ものを、そしてまたそれらの回答は持っているのではないかと思いますので、これは今後、我々のほうもちょっと見えない形じゃありませんけれども、見られるような対応でいきたいと思っております。

以上です。

○議長（小関義明君） ほかにございませんか。

8 番。

○8 番（鶴沢一男君） さっきもそうなんですけれども、袴田議員は紹介議員なんで、事前に通告してありましたけれども、私が聞いているのは、なぜ通り一遍で毎年やっているのに報告しないのかということ聞いているわけですよ。成果がなかったから報告しないならそれでいいと思いますよ。そこを明確に答えてもらってください。

○議長（小関義明君） 13番、袴田 忍君。

○13 番（袴田 忍君） 私も紹介議員でございますので、やはりある程度理解をした上でこれを読み上げなくちゃいけないと、私、思っていました。ですので、私のほうも今、鶴沢議員から質問されたものに関しては、今後、さらに私のほうで勉強しながら、この機会にちょっともう一回振り返りながら学習したいと思っています。

以上です。

○議長（小関義明君） ほかにございませんか。ございませんね。

（発言する者なし）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

8 番、鶴沢一男君。

○8 番（鶴沢一男君） 私、反対の立場で討論いたします。

先ほどとも同じなんですけど、毎年、町で議決して関係行政庁に送ってはいますが、その成果について報告がありません。成果はあると思います。国の教育予算は毎年増え続けております。そして、先ほどの義務教育もそうですが、全ての予算は増えております。高校の無償化、これはもうほぼ決まっております。給食費の無償化についても国会で議論がされております。それなのに、通り一遍のような請願を出してくることに對して、私は疑問を感じております。

それと、先ほど言いましたけれども、私たち末端自治体の議会、議員は、国の教育行政の

中身を理解できることもなかなかないわけですね。ましてやその予算なんて話はなかなか難しいと思います。ただ出てきたから採決して国に送るんじゃ全く意味がない。もっと勉強する必要もあるし、紹介議員もそれを踏まえて紹介してもらいたいと思います。

そして大事なことは、国のことは国会に提出してもらえばいいと思います、請願は。そして、衆議院議員、参議院議員に陳情して、そこで議論してもらえばいいと思います。

私の考えは以上です。

○議長（小関義明君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、請願第2号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小関義明君） 起立多数。したがって、本請願は採択することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（小関義明君） 日程第7、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53条により通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

◇ 篠 瀬 寛 樹 君

○議長（小関義明君） それでは、通告順に従い、1番、篠瀬寛樹君の一般質問を行います。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 1番、篠瀬寛樹です。どうぞよろしくお願いいたします。

私は2点質問ありますが、1点ずつ分けて質問させていただきます。

1点目ですが、法定外目的税について質問させていただきます。

宿泊税について、観光振興のための財源確保が主な理由として、千葉県が宿泊税導入の方針を示しております。具体的に県では、半島という地勢上の特殊性もある中で、10年、20年

先の将来を見据え、宿泊税を県税として導入し、新たな観光振興施策を実施し、県内の観光地の魅力を向上させて、国内外の旅行者に選ばれるような目的地とすることにより地域の雇用と消費を生み出すことを目的としております。

また近年、観光客の増加に伴い、ごみ処理などのコストが増加していること、観光業をより持続可能にするための財源を確保する必要があるという考えがある中で、県内各地の様々な事情にも配慮した制度設計とすることから、税の徴収を担う宿泊事業者に配慮し、簡素で分かりやすい制度設計とし、県内全ての宿泊施設で1人1泊につき150円を徴収することが検討されております。

これまで、宿泊事業者や市町村向けのアンケートや説明会、意見交換会を実施している中で、様々な施策を実施するための財源として宿泊税を導入することは適切であると県は示しました。

今後、使途の明確化の方法、制度設計等については、観光宿泊事業者や市町村等の意見を聞きながら詳細を検討していく必要があるとしておりますが、一宮町としての立場や意見、考え方などはどのようなものになっているのかを、まずは伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

御園税務課長。

○税務課長（御園明裕君） それでは、篠瀬議員の宿泊税のご質問についてお答えいたします。

宿泊税は、現在、県が導入を検討している目的税で、県内観光の持続的な発展と新たな観光振興に取り組むための安定的な財源確保を目的とした法定外目的税です。

都道府県では東京都、大阪府、福岡県、市町村では京都市、金沢市、福岡市、長崎市、ニセコ町、熱海市等で既に導入されるなど、全国の各自治体で検討が行われております。県内でも幾つかの自治体が宿泊税導入の検討を進める中、県の方針が示されたことにより、事業者、県、市町村との協議・調整が行われている状況です。

現在、県ホームページで公開されている情報では、県の取り組むべき観光振興施策の事業規模は約45億円であり、県の税率は1人1泊150円が想定されております。加えて市町村によっては、県分の一律150円に独自分を上乗せする方法が検討されているようです。

宿泊税は、市町村の観光振興事業の新たな財源として期待されるものです。しかしながら、県の制度設計が検討中で決定していないことから、現在のところ町では導入に向けた協議が進んでおりません。

今後は、県からの情報及び県内市町村の動向を注視しながら、速やかな宿泊税導入に関する準備を進めたいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

1 番、篠瀬寛樹君。

○1 番（篠瀬寛樹君） それでは、これは地方自治体の条例で定める地方税の話になりますので、執行部ではなく町長に再質問させていただきます。

答弁でありましたとおり、町では導入に向けた協議が進んでおらず、今後は県からの情報及び県内市町村の動向を注視しながら、速やかな宿泊税導入に関する準備を進めたいとしておりますが、これでは町独自の態度も分からず、県の意向をそのまま受け入れると解釈できます。私とすれば、この機会に法定外目的税の上乗せや在り方を考える貴重な機会にすべきと考えます。

既に県内でも宿泊税を導入することは適当であると県は示した後でも、県に要望を伝えている自治体が多数あります。

1 つ例を挙げるとすれば、南房総市では、有識者でつくる検討委員会が、市独自で課税する上乗せ分について50円をベースとする方針を示した上で、150円への増額も視野に入れるなど、幅を持たせる形でまとめたという記事も出ておりました。

今回の会合では、事務局が交付金以外の補助金等で必要な支援を賄える確約がない限り50円程度を上乗せし、一定額を確保しておく必要があると説明し、集客力強化への使途が整理された場合は150円まで増額を検討する必要があるとしております。簡単に言うと、50円から150円まで取っていいよという話なんですけど、まさに一宮町でも必要な独自財源を確保すべきと私は考えます。

現在、県の動向として、宿泊税を徴収した税収の約4分の1に当たるおよそ11億円を交付金として市町村に分配するという話です。観光振興などに活用してもらう考えを述べた上で、一宮町には約300万円を分配する額の試算を出しております。これは言い換えれば、法定外目的税として宿泊税を一宮町独自で行っていた場合は、単純計算で1,200万円の徴収ができるということです。

一宮町では、法定外目的税で入湯税を1人500円徴収しております。徴収額は、令和5年度決算で約480万円です。これは言うまでもなく、一宮シーサイドオーツカさん1者のみと

なっております。近年増えている民泊などが含まれておらず、これでは町全体の観光振興を図るための財源が乏しく、このような状況から脱却しなければなりません。

また、今回、県が導入を目指している宿泊税の課税客体、どこまで課税するかという話ですが、旅館・ホテル、簡易宿所、民泊、特区民泊など、ほぼ全ての宿泊者を対象としております。

一宮町の魅力を高め、観光の振興を図る施策に要する費用に充て、国内観光の活性化と国内外へのプロモーションをさらに推進するために、現状の入湯税課税者以外に、簡易宿所、民泊等で町独自で宿泊税の上乗せ分を決めていくべきだと私は考えます。

これは、県でも示しているとおり、宿泊者が宿泊行為によって受ける行政サービスは宿泊する施設により大きな違いはないと考えているためです。公平性の観点から決まっております。上乗せ分は協議する必要があると思いますが、まずは50円程度を見込むべきだと思います。

今の提案をぜひとも検討すべき議案として取上げてほしいのですが、見解を伺います。

また、少し振り返りますが、約2年前の令和5年9月議会で、私、一般質問にて、民泊や別荘が増加していく中で、町独自での宿泊税や別荘税などの法定外目的税を導入すべきだという、私、質問しました。当時の答弁では、法定税により賄うべきである。しかし、法定外税を調査・研究していくとの答弁でした。

恐らく調査・研究も行っていない中で、今回、宿泊税を県が先に導入いたします。住民票を一宮町に置いていない方に対して行う別荘税、以前、一般質問にて必要性や導入目的などを話しましたので今回は割愛しますが、宿泊税と同様に別荘税の導入を改めて提案いたしますが、見解を伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

御園税務課長。

○税務課長（御園明裕君） 篠瀬議員の再質問にお答えいたします。

まず、宿泊税の上乗せ分についてですが、再質問の中で、50円程度を入湯税課税者以外の簡易宿所、民泊等に上乗せ課税するというご提案をいただきました。

入湯税は、地方税法に基づいた温泉法にいう温泉で25度以上、または特定の物質を含んでいる浴場を持つ宿泊施設にかけられるものです。また、県の宿泊税が旅館・ホテル、簡易宿所、民泊など、ほぼ全ての宿泊施設を対象としていることから、公平性の観点から、課税

対象については県税と合わせなければならないと考えております。

しかしながら、今回、議員には独自財源の確保という観点からご提案いただいております、これについては、当町の重要な課題と認識しているところです。今後、関係者と上乗せ分を含めた協議を行うとともに、これをよい機会と捉え、議員のご提案も参考に検討してまいります。

次に、別荘税についてですが、前回答弁のとおり、現在、町は地方税法に基づき町外の方に家屋敷課税の住民税均等割を負担いただいております。

この課税は、町内に家屋を有する個人で、町に住所がない方に課税されます。同様に、別荘税は家屋の所有に基づく課税となりますので、住民税の家屋敷課税との重複と認識され、理解が得にくいものと考えております。

また、新しい税目を新設するためには、その負担すべき理由、また、税の利用目的を明確にしなければならず、特に住環境整備のための課税については、町民の方との公平性の面からも慎重な検討が必要となります。

したがって、現在のところ導入については、難しいものがあると考えております。まずは、ご質問いただいた宿泊税について県と歩調を合わせ、上乗せ分の協議と導入について検討を進めてまいりたいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

1 番、篠瀬寛樹君。

○1 番（篠瀬寛樹君） 再々質問させていただきます。

前回、2 年前と答弁あまり変わらないんですけども、まず、別荘税について住民税の均等割と重複しているとありましたが、これは課税標準が異なるので二重課税とならないので大丈夫です。

答弁ありましたが、全国的に見ても理解が得にくいのではなくて、理解が得られる、理解できるから課税を行っているところがあるんです。ぜひとも導入に向けて検討いただきたいと考えますが最後に見解を伺います。

宿泊税につきましては、県が先に行う予定でありますので、一宮町での協議を始めていただければと思います。その中で県の試算は概算であり、実際はあまりよく分からないのが現状です。300万円もらえるのかも分からない状況です。答弁では、県の宿泊税が旅館・ホテ

ル、簡易宿所、民泊などほぼ全ての宿泊施設を対象としていることから、公平性の観点から課税対象については県税と合わせなければならないとありました。一宮町で同様に法定外目的税として宿泊税を50円課税した場合の試算を伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 篠瀬議員に頂戴しました再々質問にお答えを申し上げます。

別荘税について導入に向けて進むべきであろうということでご見解を賜りました。別荘税、我が国では現在、熱海市が導入しております。熱海市の導入の経緯でありますけれども昭和40年代の後半から一戸建ての別荘、あるいはリゾートマンションというものが激増したということであります。そして、ごみ処理、上下水道の整備、消防はしご車、救急車の整備など、他の市町村と比較して行政需要が極めて高くなったということが背景にあるということであります。それを背景に、総務大臣の同意を得て、昭和51年から別荘税の課税というものが床面積に対して行われているというふうに、そういう経緯であると承っております。

一方で、私どものところで頂いている住民税の家屋敷課税の分ですけれども、これも消防、環境衛生、道路整備など行政サービスの費用の負担を前提にということで頂いております。そうしますと、私どものところで新たに別荘税を頂くということにするとすれば、この家屋敷課税の分ではとても賄えないほどの行政需要を別荘の存在から、私どもはそういった負荷を負っているということが根拠として必要になってきます。現在のところは、私ども、そこまでの負荷をいただいているということ、なかなか明確にそこを示すのが現状では難しいというふうに考えているところであります。

そこで、先ほど課長のほうから現在では難しいと考えていますということを申し上げました。

ただ、先ほど議員からも調査・研究すると言ったけれども、しているのかというご質問をいただきました。そこについては十分、さらに私も頂ける根拠をもってきちんと頂けるというのであれば、頂いて何も差し支えがないと思いますので、十分別荘税について現況、それから国のほうの方針その他も検討を行って、そして最終的に判断をしていきたいというふうに考えているところであります。

それから、宿泊税50円上乗せした場合どうかということで試算をお示しするようにとおっしゃっていただきました。

産業観光課のほうで持っているデータ、令和6年の宿泊客数の調査の結果のデータでは、約11万人の方がお泊まりいただいているということでもあります。そこでお一人50円頂くとすると、50円掛ける11万人なので550万円ということになるわけでもあります。あくまで概算でございますけれども、こういったものが私どものほうで50円上乗せした場合は期待できるということでございます。

以上、ご報告いたします。

○議長（小関義明君） 次の質問をお願いします。

1 番、篠瀬寛樹君。

○1 番（篠瀬寛樹君） 次の質問に入る前に少しお話しさせていただきますが、なぜ法定外目的税で宿泊税や別荘別と税を導入すべきかと令和5年9月議会と、また今回質問したのかとちょっと別目線で言いますと、別荘税につきましては、10年、20年先のことを考えていかなきゃいけない中で、地域の草刈りやごみ集積場の管理などは自治会の町民が行っております。

建物所有者の方々に区費を頂き活動しておりますが、別荘などの所有者には、区費回収のお願いに行くのも大変で、会えずに回収を諦めることや、会えたとしても払いませんとか、持ち主ではないので分かりませんという方が大勢います。さらに、部落の中には、担当地域の中に半数以上が別荘という地域もあります。

そのような中で、別途税を導入することで行政から自治会への分配も可能になるかと思いますので、ぜひとも協議のほうよろしく願いいたします。

それと、宿泊税につきましては、本年度予算、当初予算ですね、迷惑防止条例関係といえますか騒音のトラブル解決のために騒音測定器購入に60万1,000円、今議会で審議されます補正予算の中では注意喚起看板36万7,000円、騒音等の外部記録委託に186万3,000円の今年度だけで合計283万1,000円がかかっております。

本来このようなお金は、宿泊税などで徴収した中から出すべきだと私は考えております。答弁ありました1泊50円で年間550万円の中でさらなる対策をしていくのがベストである。町民の方々の税金から出すのはおかしいと私は思っております。言い方は悪いですが、このような余計な出費がかかることは予想できたはずです。

私は、別荘税などの法定外目的税は今後、さらに県は導入していくと思います。その前にぜひとも検討いただけますよう、よろしくお願い申し上げて次の質問にまいります。

職員の人材育成について質問させていただきます。

小規模地方自治体を中心に技術者、技術職員の不足が深刻化してきております。今後の公

共施設の整備や道路、河川、下水道等の都市計画や維持管理、修繕において、より努めていかなければならないと考えます。

一宮町において災害対応やインフラ整備は都市環境課が担い、各施設においては、都市環境課のほかに産業観光課、教育課、企画課、総務課などが担当しておりますが、将来技術者不足にならないための町の人材育成について伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、議員ご質問の技術系職員の人材育成についてお答えいたします。

本町におきましては、平成27年に土木建築の技術職員の採用を行いました。現状におきましては、職歴や経験年数を持った者、県から派遣を受けた者を中心に業務に当たっております。

また、経験者の再雇用や若手職員を配属することにより、属人化されたスキルの継承を図っているところであります。

しかしながら、当町のような小さな自治体においては、技術職に限定された話ではありませんが、限られた人数で日々の業務に当たっており、財政的には厳しい状況であります。

また、少子化による人材獲得競争は厳しさを増し、今後予想されるインフラの老朽化により、技術系職員の重要性はますます高まることは明らかでございます。

今後につきましては、職員の年齢分布や配置状況を鑑み、必要に応じ、技術専門職の募集や外部研修への参加支援といった取組を視野に入れてまいりたいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

1 番。

○1 番（篠瀬寛樹君） これにつきましても職員人事でありますので、執行部ではなく任命権者の町長に再質問いたします。

答弁にもありましたが、技術職に限定されず、限られた人員で日々の業務に当たっており、体制的には厳しい状況について、今後も就業者数を確保することがさらに困難になることが見込まれます。

しかしながら、新たな行政需要や多様化する町民ニーズに的確に対応するためには、適正規模の職員を定数的に確保しなければなりません。そのためにも、当たり前ですが、今後はより一層定数管理に努めていかなければなりません。

その中で、技術系の職員の確保と人材育成について、答弁では、必要に応じ、技術職員の募集や外部研修への参加といった取組を視野に入れていくと答弁がありました。これについて、長生村は土木職初級を、白子町では主任技術者を令和6年度募集を行っておりました。一宮町においては募集すら行っておりません。また、採用方法について、全国的に技術職の確保に向けて力を入れております。

その中でも、例を挙げますが、京都府丹後市では、土木の技術職員の採用につながるために独自の奨学金制度を創設しております。また、大阪府の太子町など3町村は合同で採用試験を始めました。

技術職をめぐるのは、民間との採用競争が激しくなってくる上、今後は人口減を背景にさらなる人材不足が予想される中で、採用方法も工夫して対応していかなければならないと思います。

さらに、現在町では、インフラ整備を都市環境課が担い、各施設においては現場を施工管理するのは、釣ヶ崎海岸のステラ釣ヶ崎やこれからの中央公民館建設工事などは企画課、一宮海岸の南北トイレや駐車場舗装工事や原地区の集落排水事業などは産業観光課、GSSセンターや教育施設の工事は教育課、GSS裏山撤去などの工事は総務課、一宮川関係では同じような排水機場であるのに、中央ポンプ場は都市環境課、今年度工事されます金久保排水機場などは産業観光課、各補助金に関わるので担当窓口が違うのと、少額の修繕工事などはしょうがないと思いますが、入れ替わりで担当職員が変わっていては工事経験が今後に生かせない点や、悪く言えば、訳も分からず素人が担当している点など、せっかく施工管理の機会であるのに、新築工事や大規模修繕などは担当課を集約し、将来を見据えた育成や経験を積んでいったほうが人材育成や業務の効率化の面でも有効だと考えます。

職員の配置見直し、組織編成の検討を通じて、多様な行政課題や所属間を横断する事務に対応できる連絡体制を整備し、協力体制を強化していくべきかと思いますが、一宮町での職員の採用も含めて見解を伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 職員の配置見直し、組織再編の検討というご指摘でございますが、現在、当町各課でそれぞれ事業を行っていることにしましては、事業の規模に合わせて設計、施工管理等職員で対応できない規模のものは外部に委託をしております。積算業務に関しましては、横断的に連携し対応しております。

今回、企画課に公共施設整備係を配置したのも全体を統括するためのものでございます。

篠瀬議員ご指摘のとおり、職員の配置、技術職員の確保は大変難しい問題です。最初に答弁いたしました、今後も技術専門職の募集を含め、人材の育成、適切な人員配置、採用に努めてまいります。

以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

1 番、篠瀬寛樹君。

○1 番（篠瀬寛樹君） 答弁の中で、企画課の公共施設整備係が全体を統括するとありましたが、これは恐らく補助金や財政状況も含めた計画立案のことだと思います。現場も含めて統括するためには現場経験が重要となり、かなりの年月がかかると思います。さらに、公共施設整備係以外にも、災害対応やインフラ整備を行っている都市環境課建設係の人材確保・育成も今後の課題となってくると思います。

今回、質問2つしましたが、税金と人事のことですので、執行部や担当課の考えを聞きたかったわけではなかったので、一宮町の未来を考え、方向性を示す町長の手腕をこれからも期待して、一般質問を終わります。

○議長（小関義明君） 以上で篠瀬寛樹君の一般質問を終わります。

会議開会后 1 時間20分が経過しておりますので、15分程度の休憩といたします。

会議再開は10時35分といたします。

休憩 午前 1 0 時 2 1 分

再開 午前 1 0 時 3 5 分

○議長（小関義明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 川 城 茂 樹 君

○議長（小関義明君） 4 番、川城茂樹君の質問を行います。

4 番、川城茂樹君。

○ 4 番（川城茂樹君） 4 番、川城茂樹です、よろしくお願いします。

私は、1 点だけご質問させていただきます。

当町における残業削減の取組について伺います。

夜、役場前を通ると、明かりが頻繁についている光景が見受けられます。現在、当町では火曜日と金曜日をノー残業デーとして残業時間の削減を図っていると聞かれますが、現状はあまり効果が出ていないように感じられます。

そこで、職員の残業時間削減に向けた具体的な施策はどのように進められているのか伺います。例えば、業務の効率化を目的としたデジタル化やペーパーレス化導入状況についての具体的な進行状況について、さらに民間企業や千葉県ではフレックスタイム制や時差出勤など進んでいるが、町長として柔軟な働き方の導入を検討したことがあるか、併せて伺う。仮に導入が進んでいない場合、その課題や障害となっている要因についても改めて伺いたい。

残業の削減は、職員の健康維持やワーク・ライフ・バランスの向上にもつながる重要な課題である。町として具体的な数値目標を設定し、効果的な取組を進める考えがあるか、町のトップである町長の見解を伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、ご質問の職員の残業時間削減に関するご指摘につきましてお答え申し上げます。

まず、本町では、現在毎週火曜日と金曜日をノー残業デーとして設定し、職員の残業時間削減を図っております。しかしながら、ご指摘のとおり業務の繁忙期や担当業務の性質によっては定時退庁が徹底できていないケースも見受けられます。

柔軟な働き方に関するご質問についてですが、フレックスタイム制や時差出勤制度の導入につきましては、県や市など当町に比べると規模の大きい自治体では採用されている例がございます。しかしながら、本町は組織規模が小さく、また住民対応を要する窓口業務を多く抱えていることから、業務の性質上、柔軟な勤務時間制度の導入は現時点では難しい状況にございます。

職員の残業時間削減に向けた具体的な施策といたしましては、窓口業務の効率化として、住民票や税証明書のコンビニ交付を行っており、デジタル化としては今年度から生成 A I や

議事録作成ツールを導入することにより職員の業務の効率化を図ります。また、最近では残業時間削減のため、窓口時間の短縮を図る自治体が全国的に見られ、県内でも県税事務所や館山市で行われ始めております。今後は、先行自治体の事例や現在の当町における窓口利用の実態を調査し、影響など考慮の上、検討してまいります。

最後に、残業時間の削減は、職員の心身の健康維持やワーク・ライフ・バランスの向上に資するものであり、職場の活力向上や住民サービスの質の向上にも直結する重要な課題であると認識しております。今後は、より一層勤務実態の把握や業務効率化を推進してまいります。以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

4 番。

○4 番（川城茂樹君） 再質問を行います。

答弁で、残業削減の重要性や業務実態の把握・効率化に取り組むとの話がありました。しかしながら、肝腎の具体的な数値目標の設定やそれを達成するための具体的な施策について、再度町長の見解を伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、再質問にお答えします。

当町では、国の目標であります週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下にすることを数値目標としております。これを達成するため、さきに答弁した様々な施策を推進しており、今後もより一層努力をしてまいります。特に先行自治体の事例の検討を強化いたします。

以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

○4 番（川城茂樹君） ありません。

○議長（小関義明君） 以上で、川城茂樹君の一般質問を終わります。

◇ 大 橋 照 雄 君

○議長（小関義明君） 次に、5番、大橋照雄君の一般質問を行います。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 私、質問大きな題目が4つありますので、それぞれ質問していく上でちょっと丁寧に質問したいので、細かいところを1個ずつ質疑応答をやっていきたいと思います。それから、この予定表ですと3番が小中学校の体育館の空調整備、4番が町の防災計画になっておるんですが、3番と4番をちょっと入れ替えて質問させてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、質問1、町の独自財源を伺う。

約9年前、新人で町長選に立候補された馬淵さんは、町独自の事業で得られる財源の増収確保こそ、一宮町のような地方公共団体にとって何よりも重要であるということを語られていたと私は記憶しております。かく言う私もそうした考えに賛同したのを覚えています。多くの町民もそうであったと思います。選挙に勝ったことがその何よりの証拠だと、そう思っております。そこで、最近何もしない、何もしないと言われる馬淵町長の名誉回復のためにお聞きしますので、しっかりとお答えいただきたい。

現在、町長3期目に入って約1年が経過しましたが、この町長在任9年間でどのような独自財源確保策を立案し、どのような独自財源をどのくらいの規模で確保され、町財政をどのように潤してきたか。具体例を挙げながら、施策ごとに1つずつ説明をお願いします。

以上です。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、大橋議員のご質問にお答えいたします。

馬淵町長が就任してから約9年が経過いたしました。この間独自財源の確保を最重要課題の一つとして位置づけ、様々な施策を展開してきました。その結果について、具体的な数値をもって私から報告をいたします。

まず、独自財源の確保状況ですが、平成27年度と令和5年度を比較すると、町税収入は約2億2,300万円の増収となり、16.3%の伸びを実現しました。また、寄附金については約1億8,300万円の大幅な増収となり、実に608.6%という驚異的な伸び率を記録しております。これらを合わせると、独自財源全体で約4億円の増収を達成したところでございます。

次に、具体的な取組内容について申し上げます。

第１に、町税収入の確保です。

税収の根幹である町民税については、平成27年度の約６億4,800万円から令和５年度には約７億5,500万円とおおよそ１億700万円、16.6%の増収となりました。特に個人所得割については、約１億1,200万円、21.2%という大幅な増収を実現しております。これは、地域経済の活性化施策や移住・定住促進策により町民の所得水準向上と人口増加を同時に達成した成果でございます。

また、固定資産税についても、平成27年度の６億1,600万円から令和５年度には約７億2,100万円とおおよそ１億500万円、17.1%の増収となりました。このうち家屋分がおおよそ5,900万円の増収となっていますが、これは定住促進策により新築住宅が増加した結果です。

さらに、徴収体制の強化にも力を入れてきました。現年課税分の収納率を97.6%から98.6%に、特に滞納繰越分の収納率向上は15.6ポイントという大幅な改善であり、これにより既存の調定額からより多くの税収を確保することができるようになりました。

第２に、ふるさと納税の戦略的活用です。

平成27年度に約3,000万円であった寄附金収入を、令和５年度には約２億1,000万円まで拡大しました。これは返礼品の充実、特に地元特産品のブランド化、さらにはインターネットを活用した効果的なPR戦略によるものでございます。ふるさと納税は、単なる寄附金収入の確保にとどまらず、地場産業の振興や町の知名度向上にも大きく寄与しており、まさに一石二鳥の効果を上げております。

町税等の地方税以外の独自財源に対する考え方ですが、多様な財源確保により財政基盤の安定化を図ることが重要だと考えております。特にふるさと納税については、今後も地域ブランドの活用や情報発信力の強化によりさらなる拡大を目指していきます。今後も持続可能な財政運営のため、税収基盤のさらなる強化と多様な独自財源の確保に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

５番、大橋照雄君。

○５番（大橋照雄君） 再質問をお願いします。

まず、今ご提示してくださった答弁によりますと、ほとんどが町の税金関係が主体であり

まして、私が求めているのは独自の政策による歳入がどれだけ増えているかな、どれだけ計画を立てて増えているかなというのを私は知りたいと思っております。

と申しますのは、この財政運営が非常に各自治体問題になってきていまして、特に一宮町でも公民館を建てるときに、予算がこれしかないののでこれでやってくださいというふうな提示を既にやっています。これは、非常に財政運営において自主財源を確保できない、そういう内容にもつながると思っていましたので、そういう聞き方をしています。

そこで、再度確認しますけれども、ふるさと納税がかなり増えましたよということで、ここで示されているんですけれども、それ以外に何か町の歳入を増やす独自の事業なんかはありますか。それをちょっと伺いたいと思います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 今現在では、このふるさと納税以外の特に独自の事業はやってございません。

以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

○5番（大橋照雄君） 町長にお伺いします。町長、財政運営においてこういう目標を掲げて、これだけのあれをこういう方法でやるというそういう政策はあるんでしょうか。それを町長にお聞きしています。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 以前、大橋議員のご質問賜ったことがあったと記憶するんですけれども、私ども地方自治体は、いわゆる民業圧迫にならないように気をつけて、民間活力を奪ってしまわないように気をつけて、営利性といったことについては警戒的に動かなくてはいけないとそのように考えている、これについては以前もご答弁申し上げた次第です。

例えば、今、私どもとしては駅前に観光拠点施設を設けるということは小さく始めたわけでありまして。以前から議会の皆様からも道の駅をぜひ設営するようにというようなこともしただいております。そうした地域経済の拠点となるような施設を設営して、そこがある程度

の黒字を展望できて、そしてそれがまた地域経済全体にプラスに寄与する、そうしたことを私どももできる限りやっていきたいというふうに考えて、これまでも何度も議会の皆様のご質問にはご答弁を申し上げた次第ではありますが、現在のところまだその見通しが立っていないということでもあります。

ですので、そういったプランは一つ一つ、これは職員の諸君とも協議をしながら考えているところなんですけれども、現在、以前例えば大橋議員からも洋上風力発電のお話を前に進めたらどうですかというお話しいただいたこともあります、そうした件も含めて、具体的には町の直営で収益を増やすという事業は、今のところ大きく増やすというところは展望していないというところでもあります。

○議長（小関義明君） 次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） 次の質問に移る前に、今の答弁の中で、私は再三、再三というかこの間、茨城県の境町の事例をお示ししましたけれども、あそこは目標を掲げて歳入を増やす、そういうことを取り組んでおりまして、見事に成功している町ですので、もし行き詰まっているのであれば、ぜひあそこに行って、参考にして一宮町も、あそこは令和5年度が99億3,000万円のふるさと納税を集めました。そのほかに町が出資した会社がありまして、ここは30億、40億の年商をやっております。

非常に多角的なことをやっておりますので、ぜひもしやる気があって行き詰まっているのであれば、ぜひそこに行って勉強していただきたい。それが、この一宮町が生き残る一つの方法かなと思っております。もっといっぱいいろいろな質問したかったんですが、時間の関係もあるかもしれませんので、今のところこれで1番の質問に関しては終わりにします。

引き続きまして、2番目に移ります。

質問2、迷惑行為に対処する際の町民に寄り添った施策について伺う。

大学教授から政治の世界に転身して一宮町長になられた馬淵町長に、その専門分野からお聞きします。町長は、儒教思想の専門家と伺っていますが、では儒教でいう仁・義・礼・智・信のうち、他者への思いやりを表す仁に基づいた迷惑防止条例政策についてお聞きします。

この条例は、コロナ禍が収束して以来、観光客などによる特に海岸地域の住民を悩ます迷惑行為を取り締まるために町が独自に制定した法律ではありますが、今のところあまり効果を上げていません。そこで、次の項目を質問しますので、1項目ずつ区切って、質疑応答をお願いします。

まず1番目、3月議会の答弁で、簡易宿所の利用客による騒音トラブルが時折発生しているとのことであったが、これまでに何件の相談があったのか、また騒音トラブル以外の相談はなかったのか、町はこれに対してどういう対応をしたのかを説明をお願いします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、騒音に関する相談件数等についてご質問にお答えいたします。

現在のところ、騒音の関係で寄せられる相談は、旅館業法に基づく簡易宿所2か所に関するものが中心となっており、この2か所に関する相談は、迷惑防止条例の制定後、昨年の夏場をピークにこれまで約20件ありました。

また、騒音以外の内容には、バーベキューに伴う煙や臭いに関するものをはじめ、事業者に対し意見や相談をしようにも連絡に応答しないといったものがありました。

答弁は以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

ただいまの答弁の再質問ありますか。

○5番（大橋照雄君） 町としてはどういうふうな対応をしたかったのか、ちょっと抜けていますね。それと、あと2か所で20件の迷惑行為が発生しているよということもおっしゃってましたね。この2か所だけでこれだけということだと、非常に異常だなという思いはあります。そのほかに、私の耳にはまだもっといろんな迷惑行為があったということは届いております。

再度お願いですが、こういうことを町民が連絡してきて条例をつくったんですが、なかなかこれがうまく効力を発揮していない。そういう面をちょっと町としては大変なことだ、町民にとって非常に大変なことだという思いから、ぜひ取組を再度やるつもりは、町長ないでしょうか、お願いします。

○議長（小関義明君） 再質問が終わりました。

答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、町の対応内容といったところのお答えが漏れておりましたので、付け加えさせていただきたいと思います。

主なところでは、事業者に対し改めて迷惑防止条例の目的や規制内容をお知らせしたほか、施設予約サイトの画面には迷惑防止条例の規制内容の掲載を求め、施設内には迷惑行為の禁止を促すチラシの掲示を依頼いたしました。さらには、他の事業者の優良事例を紹介し、監視カメラや騒音センサーの設置を提案、管理人の配置等についても提案したところです。なお、難航はしておりますが、周辺住民と町を交えた、いわゆる３者協議につきましても継続的に対応を求めています。

こうした内容が主なところでございます。今後とも関係条例の適切な運用を含め、必要な対応を適時実施していく考えでございます。

以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

○５番（大橋照雄君） 再々質問、町長にお願いします。今の方法、町職の方が取りましたよということで発表しているんですけども、それを業者の方がやっているかどうかの確認をしていますでしょうか。それをお答えいただきたい。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、再々質問にお答えさせていただきます。

町のほうでご協力をお願いいたしまして、これまでに確認できている内容といたしましては、施設予約サイト画面への迷惑防止条例の規制内容の掲載、また施設内における迷惑行為の禁止を促すチラシの掲示、さらには監視カメラの設置についても確認できている施設がございます。また、管理人不在であった施設、これが常駐ではございませんが定期的に回ってくるといったような事例も確認しております。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 次の質問をお願いします。

○５番（大橋照雄君） 次の質問いきます。

町民から、町に相談しても迷惑行為がなくならないとの声を聞きます。３月の議会での答弁では、音量に対する規制体制を整えるべく準備を進めているとのことであったが、現在の状況と今後のスケジュールをお聞かせください。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、騒音量に対する規制についてのご質問にお答えいたします。

これまでに騒音測定器の購入や町職員の測定技術習得など、必要な準備は終え、体制は整っておりますので、今後必要時には音量を測定し、客観的判断の下、適切に条例を運用してまいります。あわせて、本定例議会には騒音が発生している現場に町からの受託業者が速やかに臨場し、実態を記録する騒音状況記録委託料など、条例運用の体制強化を図ろうとする予算を提案しております。ご審議のほどお願いを申し上げます。

なお、音量に対する規制につきましては、既に基準値を設け、飲食店営業などを規制している一宮町環境保全条例がございますので、この条例の規制対象に旅館業と住宅宿泊事業を加え運用してまいりますので、申し添えいたします。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

どうぞ。

○5番（大橋照雄君） 今の答弁ですと、体制が整っていますのでこれからよくなるでしょうというような感じの説明に聞こえましたが、その点で、まずこれで、まず迷惑行為はなくなりますよという、そういう自信を持った対応になっていますかね。それがないと、せっかく条例つくって、こういうものを掲げてもまたさらに条例の改正とか、あるいはそういう別のことをやらなくちゃいけないってことにもなりかねないので、これ、大体迷惑行為がなくならなかった原因というのはどこにあるというふうに考えていますか。それで、その原因に対してどう対応するかというのをもう一度答えていただきたい。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、迷惑行為がなくならなかった原因は何かとの再質問にお答えをいたします。

これは、他の自治体においても騒音などトラブルのなくならない実態がありますので、第一には管理人の常駐を必ずしも必要としていない宿泊施設の制度そのものに根本的な問題があるのではないかと考えております。他方、本町では大多数の皆様は迷惑防止条例の目的に

ご理解をいただき、迷惑行為の防止にご協力をいただいております。しかしながら、そうではないケースもあり、騒音等の問題につながる事態となっております。

この騒音問題は、解決が難しい理由として、原因となった音は目に見えないため、証拠として残しづらい点、また人によって感じ方が異なるため、主観や感覚ではなく目に見える定量的なデータが必要になる点、そのほか種々ございますが、町ではこうした点を踏まえ、法律の専門家からご指導いただきながら、改善を図るべく慎重に対応を進めておりますので、ご理解いただければと思います。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

どうぞ。

○5番（大橋照雄君） ただいまの説明ですと、その制度が悪いと。こういうふうにもず第1番目に出てきました。その制度が悪いのを補うのが、私の調べた範囲では条例だということになっております。ただ、この条例がしっかりしていればこういう問題も解決していけるんじゃないかと。その点を十分考慮して、町長、そういう方向でやっていただけませんか。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

馬淵町長。

○町長（馬淵昌也君） 条例を制定した目的もこの、こうした問題の抑止ということでございます。今回、本定例会に後ほど議案として私どものほうから、この条例の一部改正を皆様にご審議をお願いするということになっております。これもその強化ということでもあります。また、先ほど課長のほうからご説明申し上げた騒音測定器など、客観的なこの事実の把握というものをより正確に行うための予算措置、それについても皆様にお諮りをいたします。

こういうことを全体として組み合わせながら、一歩ずつこうした問題の完全解決を図っていきたくてそういうふうを考えている次第ですので、今大橋議員からおっしゃっていただいた方向へ、私どもとしては進んでいきたいというふうに思っているところであります。

○議長（小関義明君） じゃ、次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） ただいま町長は積極的に条例等で対応していくことを検討しますという言葉いただきました。

それで3番目なんですけれども、この間16区の住民の方々とか新浜の方々と町が話し合いをしたというようなことも聞いておりますが、その場で町民の方々が、どんな声があったのか、

迷惑行為が収まらない中で今後も住民との話し合いを継続する等の町民に寄り添った対応を町として行っていくのか、その点をお聞きします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、近隣住民の皆様との話し合いについて、ご質問にお答えいたします。

この話し合いは、1点目のご質問でお答えいたしました騒音に関する相談が時折寄せられる簡易宿所2か所に関係したものでございます。この中で、住民の皆様からは簡易宿所や民泊を開設する場合には、事前に近隣住民と協議する仕組みを設けてほしい、また事業者、近隣住民、町による3者協議の場を設けてほしい、さらには迷惑行為が収まらない場合には、町の条例に営業を取り消す条項を定めてほしいなど、様々なご意見がありました。

町では、こうした意見に対し可能な取組は着実に実施していくことをお答えし、その一部といたしまして本定例議会には迷惑防止条例の一部改正と補正予算を提案しております。ただし、町は旅館業等の許可権限を有してはおりません。そのため、迷惑行為が収まらない場合には町の条例に営業取り消す条項を定めてほしいとのご意見には対応できませんので、ご理解いただければと思います。

なお、近隣住民の皆様との話し合いは今後も必要に応じて実施し、住みやすいまちづくりの推進に注力いたしてまいります。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） ただいまの答弁、よく分かりました。

ここで、町のほうとしては営業停止とかそういう権限を出すことができないよというような内容に回答があったようなあれなんですけれども、これ間違いなく権限は出せないですかね。その辺、大丈夫ですか。

それと、あと今後いろんな町の魅力発表会のように、町を挙げてキャンペーンをやっているんですけれども、こういう負の遺産のキャンペーンみたいな形もぜひ町で取り入れてやるような考えはないですか。例えば週末パトロールとか、あるいはこういう広報においてこ

うということが起こっているから皆さん注意してくださいよとか、そういうことを公の形で伝えることはやらないですかね。例えば最近オレオレ詐欺なんかのやつはよくチラシ等が配られて、回覧板とかいろんなところで紹介されて、あるいはテレビでも国を挙げてやっていますが、それに似たような形で町がそういう取組ができませんか。その辺をちょっと伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常磨君） それでは、再質問にお答えいたします。

まず、初めに町の権限で旅館業等の許可を取り消すことは間違いなくできません。

また、議員よりキャンペーンやパトロールといったお話もございましたが、町といたしましては、行政法上の基本原則である公正・中立の立場から慎重に検討し、必要な取組を適宜実施してまいりたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

○5番（大橋照雄君） ただいまの答弁町長に伺ったんですが、代理の方が答弁されたということで、町長が言ったということで私は聞いています。

それで再度ちょっと実例として、こういう制度をやっているところがあります。睦沢町なんですけど、ここは空き家対策で条例を制定しまして、協議会という組織をつくりまして、この委員が活動して、こういうことに対して対応していると。こういう方法を睦沢町では今取っていると。だから、迷惑条例とは違うんですが、同じようにやっぱり困っているものを、町民が困っているものをこういうように町を挙げて委員会をつくったりなんかして取り組んでいるとそういうことがありますので、町長その辺をどうでしょうか、検討しませんでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員の再々質問にお答えをいたします。

私が現在考えているところでは、この問題は、先ほど最初のほうで課長からご答弁申し上げたとおり、かなり町内にはたくさんの施設がある中で比較的限られたところでの現象とい

う認識であります。そうした幾つかの施設の事業者の方が、やはり今私どもからのお願い、あるいは地域住民の皆様からのご要望というものをなかなか受け止めていただけていないということだと思います。ですので、まずはこういうところへ私どもの声が確実に届くようにという、そうしたところを強化すべきであるというふうに考えているところです。

私としては、この簡易宿所あるいは民泊といったものが相当数、今町内にございます。そうした中で、その皆様方が十分に参加した形での地域の協議会あるいは組合のようなものをつくって、そこでの種々の管理の方針あるいは地域全体としての共有できる原理原則のルール、共有ということが目指されるべきかなというふうに考えているところであります。

ですので、まずは私としては今の段階ではまずこの幾つか突出した事例、こういったところの事業者の方に確実に私どもの声が届くそれを実現した上で、その先の段階としてこういった事業者の方の広範な参加も呼びかけながら、地域の協議会のような形をつくっていく可能性を探っていければというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（小関義明君） それでは、次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） 質問に入る前に、一応町長としてはそういう委員会を設ける考えは今のところないというふうに説明したと解釈します。

じゃ、質問3、町の防災計画の不安要素を伺う。

一宮町の防災計画ですが、計画案そのものに加え、例えば町の防災意識においても不安要素が多いと感じられます。その原因は、防災の専門家、プロの見識がないということにあると思います。そこで、安心を得るために以下6点について回答を求めますが、分かりやすくするために、1点ずつ区切って質問しますので、その都度回答してください。

項目1、防災は町民の命・財産を守る最上位の業務と位置づけられていますか。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 防災業務の重要性は十分に認識しております。

以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

○5番（大橋照雄君） 再質問をお願いします。

認識しているということであれば、それはどこを見ると認識していますよというのが確認できますかね。例えば睦沢町では防災室という格上の部署を設けまして、そこに専門家を採用するなどして対応するように計画しておりますが、一宮町にはそういう動きがまだ見えな
いんですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

再質問に対する答弁を求めます。

○総務課長（高田 亮君） 今のご質問ですけれども、今後の状況を見守りながら防災係の創設などを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

○5番（大橋照雄君） ケントウですね。グローブとヘッドギアを今度用意しなきゃいけません。こういうことは急いでやらないと、なかなか前へ進みません。

それで、やはりこれ町長がきちんと職員の方々にそういう指示を出さないと、こういうものはなかなか前へ進まないんですよ。だから、やっぱり町長がそういう決断をして、どんどん防災に対して力を入れるんだというそういうものを示していかないと、よその町や市のようになかなか、町民の命を守るまでいかないような気がするので、町長、その辺積極的に職員の方に指示を出すようなそういうつもりはないのでしょうか。ちょっとお答えください。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員の再々質問にお答えをいたします。

私は、以前これは大橋議員のご質問いただいたことにお答えしたのかどうか、ちょっと記憶が曖昧なところがありますが、防災課の設置について積極的に考えたことはございます。ただ、最終的に今防災行政係というものを総務課の中に置いているんですけれども、これは防災につきましては、現在では総務課、大勢いるんですけれども、この総務課全体が防災任務には一丸となって当たるという、そういった組織の運営が可能になっております。

これを防災課として独立させた場合、そうした連携が逆にうまくいかなくなるのではないかと、そういう危惧を、スタッフ、私ども職員の中から、複数の職員からそういった上申を私は受けました。

そこで、防災を強化したいという気持ちとそれからできる限り多くの職員が、まずその部

局として責任を持って一体で動くということを両方を実現するために、今、防災行政係という形にしているというところであります。

これについて、先ほど高田課長のほうから今後防災係を独立させるということも考えるということでございますけれども、状況の中で私としては防災の重要性ということをもとより私も自覚しておりますので、そうしたことについては前向きに進んでいきたいなというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（小関義明君） 次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） まだ再々質問は……いいですけどもね。要は、今のところまだそういう部署を設けるような考えはないということですね。

続きまして、2番目、一時避難計画がないのに、避難タワーや築山が不要と考えている根拠は何でしょうか。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

質問に対する答弁をお願いします。

総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 前回議会でも答弁させていただきましたけれども、一宮町につきましては海岸線を持つ近隣自治体に比べまして丘陵地が多いこと、また海岸近くの高層建築物を所有者様にご協力いただき指定緊急避難所に指定させていただいていることから、避難タワーや築山の建設に至っておりません。しかし、今後は変化する様々な状況などを考慮して検討してまいります。

以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○5番（大橋照雄君） 私も少しは防災のことは勉強して、いろんなところにも顔を出して、いろいろ学んできたんですが、まず一時避難計画が重要ですよということは、その会場に行きますと必ず言われます。それはどういうことかということ、まず命を、自分の命をまず助けるということが最優先だということなんですね。だから、まず命を守る場所が欲しい、必要だということなんですよ。

避難タワーを造っている高知県の説明を聞いたところによると、まず2分から5分、警報が出てから行動が遅れると。だから、それを前提とした考えに基づいた計画をまず考える。

そして、500メートル以内のところにその避難をする場所があることが望ましい、そういうような回答がありました。そして、これ前に一度質問してびっくりしたんですが、津波に向かって避難はするな、これが非常に印象に残っていました。それと平行避難というのもやるべきではない、そういうようなことを学んできました。

その辺を考慮して、再度一宮町は考えを改める気はないでしょうか、町長お願いします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

馬淵町長。

○町長（馬淵昌也君） 私どもの町の地勢を考えますと、この津波については、最大津波は10.2メートル、33分で来ると、大体30分で10メートルという検討だと思います。私、今半径500メートル、500メートル移動するということで考えるべきだよというのが高知県の指針だということで、私も500メートルということで、円を描きまして現在海岸沿いにある一時避難場所お願いしている堅牢な建物ですね、コンクリート製の、鉄筋コンクリート。これを中心に半径500メートルで円を描きます。

コンパスで描いてみますと、海岸線のほぼ7割がこれによってカバーされているという状況でありました。それ以外のところは内陸に退避しなくちゃいけない。これについて、場所によっては1キロ近く退避が必要になります。

私としては、この川北の、大橋議員のおっしゃるとおり、さらに10メートル以上で津波に対して被災しない、そうした高さを持った場所をさらに確保するということは本当に望ましいことだと思います。私どもの町でいうと、川から南は海岸砂丘がございまして、これは最新のハザードマップでもそうなんですけれども、点々と10メートル以上の高波がありまして、白い状態になっています。こうしたところを本来は全て町で確保して、この海岸線、県道から中に退避して、ここに皆さん避難して命を確保していただく。こういったことを私どもとして施策として行うのが望ましいと私も考えています。

また、川北につきましては海岸区、新地区、船頭給区、船頭給の西側には堅牢な高い建物が幾つかありまして、ここは極めて安全度が高いわけです。しかし、この船頭給の東側から新地・海岸区については、今ご存じのとおり高いマンションが1件ありますけれども、それ以外は平らと。このところには、私としてはそういった津波から避難していただくための何か施設というものを構築するというのは、選択として大いにあるというふうに考えています。

したがって、現状である程度のカバーがなされているけれども、それで完全に100%

いいというわけではないので、今申し上げたように川から南はこの丘陵地の利用、それから川から北は何らかの避難タワーにしても、あるいは築山にしても、何らかの避難の施設が構築させることが望ましいというふうに考えております。

ただ、しかし私どもがなぜそこに直ちに進まないかと申しますと、現在私どもの抱えている課題の中で、この公共施設、既に稼働している公共施設の更新というところで物すごく多額のお金がかかる。これについては、大橋議員もご心配いただいているとおりでありますけれども、そうしたものの順番という中で、残念ながら今最上位の課題として浮上してきていないというところが正直なところであります。

現在、例えば新地からですと船頭給まで500メートル以上の移動を余儀なくされるわけがありますので、そういったところは本当は早く解消したいというところがありますけれども、私どものところはそういう事情で、この築山あるいは避難タワーについて本格的なものの構築にまだ至れていないというのが現在の状況であります。

したがいまして、先ほどのご質問に即して申し上げますと、そうした意思がないということではないわけなんですけれども、私どもの課題の中でさらに優先度の高いものがいっぱいあるので、そこに今努力を傾注しているということです。しかし、並行してそちらも考えるということの余地は大いにあると思いますので、大橋議員からおっしゃっていただいたことは重く受け止めさせていただいて、引き続いて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小関義明君） 大橋照雄君に申し上げます。質問時間からもう50分が経過しておりますので、時間の制限に注意し、質問要旨をまとめて、簡潔にお願いいたします。あと約8分ですか。

○5番（大橋照雄君） 今、再質問ちょっとしたいんですけれども。

今の町長の説明ですと財政的な面で非常に厳しいので、これは今すぐにはちょっとできませんというような内容の回答があったと思います。私も避難タワー、結構ビッグサイトなんかに行って勉強したりなんかしていまして、避難タワーの決まりというのはどういうものかということ調べたところ、これといった具体的な決まりがないというところなんです。あと、私も総務省の消防庁のほうに問合せしましたら、そのように決まりはきちんとはないと。だから、その都度相談してくれということ言われました。

私もいろいろ勉強した中で安くできる避難タワーがあるなと思いついて、ちょっと研究しました。私の概算でいくと、今の価格で500万ぐらいでできるんじゃないかというのがちょ

っと検討の段階に入っていますが、もし一宮町のほうで安い避難タワーを検討しようかということであれば、ぜひ私もメンバーに入れてもらって、ぜひそのように取り組みたいと思っていますので、町長その辺どうでしょうか。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

再々質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 今いただきましたご指摘を参考にして、今後検討してまいります。
以上です。

○議長（小関義明君） 大橋照雄君に申し上げます。

先ほど時間を申し上げましたけれども、時間に間違いがありました。あと11分です。

○5番（大橋照雄君） じゃ次いきます。

4番目に、項目の4番目にいきます。防災担当者は、具体的にどのような専門家による研修を受けていますかという質問です……ごめんなさい。3番です、ごめんなさい。災害に関するシミュレーションに従って、町職員は研修を受けていますかという質問をまず先にお願ひします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） すみません、もう一回お願いします。もう一回お願いします。質問をもう一回お願いします。

○5番（大橋照雄君） 災害に関するシミュレーションに従って、町職員は研修を受けていますかという質問です。

○議長（小関義明君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 災害を想定した形を考慮しながら、専門家等の講師を呼んで研修しております。

以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○5番（大橋照雄君） シミュレーションの話が出てこなかったですけども、多分やっていないんでしょうけれども、これ、非常に私も実際勝浦の防災の訓練に参加したときに、実際

の津波の映写を見ながら研修受けたんですけれども、非常に危機迫るものがあるので、シミュレーションはまたちょっと違うんですが、明らかにやはり机上で勉強するよりもかなり効果があるので、このシミュレーションをぜひ導入して、町民の方にもこれを参考にしてもらって、避難とかそういうもののアドバイスをするような方向をぜひ検討してもらいたと思います。町長いかがでしょうか。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） ご指摘のような被害の進捗状況を動画でシミュレーションしてみるハザードマップございます。一部の先進的な自治体が導入していることは承知しております。しかしながら、当町においてはシステムの導入、運用に係る費用、また町の規模等を総合的に勘案した結果、現時点では導入は予定しておりません。

以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 先ほど申し上げた、このシミュレーションというのは動画でどういうふうになるかということだと思います。実際に津波が来た場合は、私どもの海岸部、それから南川尻川から進入してくる部分、あとは一宮川の両岸、こういったところに最大津波が来たときは越水が起こります。

実際にこれは到達まで30分ですけれども、来たら数分で全て破壊されていくと。ブルドーザーのような時速何十キロでこれ進みますので、です。それは恐らくやってきてからどうこうということじゃなくて、こんなに恐ろしい事態になるということをそれで了解することだと思います。もう到達しているときに逃げ始めたんじゃもう絶対逃げられないですから。来る前に逃げてなくちゃいけない。そういうことだと思います。

私は、そういったものがあってもいいと思っているんですけれども、今総務課長の申し上げたとおり、まずは費用が多少これはかかります。ですので、現在私が思っているのは、幸いにも東日本大震災のときの津波で南三陸町とか陸前高田市が被害を受けたときのビデオが、もうリアルなものがたくさんございます。これを見れば我々がどうなるかはほぼ分かりますので、ああいったものをまずは活用していきたいと、そのように考えているところであります。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問。

○5番（大橋照雄君） 今のところ、シミュレーションの導入は考えていないということで承りました。

4番目、防災担当者は具体的にどのような専門家による研修を受けていますか。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 先ほどもちょっと答えましたけれども、県や気象台が開催して専門家が講師となる研修に参加しております。

以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

○5番（大橋照雄君） いろんな専門家の指導の下に答えているのがこの今の答弁かなと思うんですが、そうすると私の勉強してきた専門家との話が十分相互性がないので、これどんな専門家の方から教わったのか、ちょっと後でもいいですからお名前をぜひ下さい。よろしくお願いします。

次に、5番にいきます。G S Sセンターの裏山の削除事業に二次災害の心配はありませんかという質問です。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 二次災害ということですが、G S Sセンターの土砂災害の関係ですが、今回切り通して山を削るんですが、その状態で雨水流入につきましては時間110ミリを想定しております。法面に種子吹きつけをするなど、それに耐える排水計画の計画をしておりますので、災害はないものと考えております。

以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○5番（大橋照雄君） ただいまの答弁で、まずその二次災害の心配はありませんよというふうに表示されていますので、間違いなくそういうことが起こらないように対策よろしく願いしますね。

6 番目は、課を設けないかという話なので、1 番目とダブリますので、これは省略します。

それで総体的には私が言いたいのは、一宮町も減災ということを主体的に取り組むということ。前回の私の質問に対して発表しているんですけれども、私がなぜゼロ、減災じゃなく防災ゼロの防災ということを前回言いましたけれども、それはこの一宮町の取り組む姿勢がよそとちょっと違うので、このままだと危ないなという思いからゼロを目指してくれということをお願いしました。

今発表されたその回答の方法で、町長はこれでかなり町民の皆様の命が救えるんだという自信を持って発表したと思いますので、万が一大変な犠牲が出た場合は、馬淵町長が必要なことをやらなかったからというふうな解釈で、私は町民の皆さんに伝えたいと思います。

次、いきます。

○議長（小関義明君） 次の質問をお願いします。

○5 番（大橋照雄君） 4 番目、小中学校の体育館に空調設備を。

国は避難所に指定されている小中学校の体育館に対し臨時特例交付金を創設し、学校施設の避難所機能を強化し、耐災害の向上を図るとしている。また、小中学校の児童生徒の熱中症対策としても体育館への空調設備導入は喫緊の課題と考える。町は、この交付金を活用し空調設備の導入を進める考えはあるのか伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

答弁のほうをお願いします。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊高明君） それでは、大橋議員の小中学校体育館への空調設備に関するご質問にお答えします。

本町におきましても、小中学校の体育館は災害時の指定避難所として位置づけられており、その避難所機能の強化及び耐災害性の向上は極めて重要な課題であると認識しております。また、近年の猛暑の影響により体育館における児童生徒の熱中症対策も喫緊の課題であり、空調設備の導入は教育環境の観点からも必要性が高まっております。

こうした中、文部科学省から全国教育委員会に対し、学校体育館への空調設備の早期実施に向けてと題した通知が発出しており、児童生徒の熱中症リスクを低減するため、空調設備を計画的かつ早期に進めるよう求められております。これは、教育活動の安全確保と学習環境の改善を目的とした平常時対応の通知であり、国が実施する学校施設環境改善交付金などの既存制度を活用することが想定されております。

一方で、令和6年度に創設された臨時特例交付金は、大規模災害への備えとして、指定避難所の機能強化を図ることを目的とした制度であり、文部科学省に加え、内閣府や総務省なども関与する政府横断的な支援策でございます。この交付金では、避難所に指定されている小中学校等の施設に対し空調設備のほか、非常用電源、給水設備、トイレの洋式化、多目的化など、災害時に必要な環境整備に係る事業が対象とされております。

このように両制度はそれぞれ目的が異なりますが、いずれにおいても学校体育館への空調整備は対象となり得ることから、町としては双方の趣旨を十分に踏まえ、可能な限り有効な制度活用を検討してまいります。

現在、町では企画課が進める複合施設の新設や東浪見小学校の大規模改修といった重要事業が控えている状況であります。これと並行して体育館への空調設備導入に関する優先順位の整備や施工に係る費用、工期、維持管理に関する事項について調査検討を進めているところです。

特に災害時における町民の安心・安全の確保と平常時における児童生徒の健康保持という2つの観点から、体育館の空調整備は極めて重要な施策であると認識しており、今後は国の制度の詳細や採択条件の確認を進めながら、町財政との調整を図りつつ、整備に向けた具体的な方向性を見いだしてまいります。あわせて、議会の皆様とも情報を共有しながら、町民及び児童生徒の安全、快適な環境の実現に向け、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 大橋照雄君に申し上げます。

質問開始から1時間が経過しましたので、以上で大橋照雄君の一般質問を終わりといたします。

次の質問に移ります。

◇ 宇佐美 信 幸 君

○議長（小関義明君） 次に、2番、宇佐美信幸君、お願いします。

○2番（宇佐美信幸君） 2番、宇佐美です。よろしくお願いいたします。

大きく2つの質問をしますが、まず質問1つ目です。1問目は、学校徴収金の徴収方法に関する質問をいたします。

教材費などの学校徴収金につきまして、町内全部ではありませんが、一部の学校で給食費以

外は集金袋を配付して、現金で回収するという方法を現在も取っています。この方法は、現金の回収、管理、督促などを教職員が行っており、教職員の負担軽減が大きな課題として取り上げられている昨今において早急に改善すべきだと思います。また、キャッシュレス化が社会に浸透してきている中、保護者の利便性向上という観点からも改善すべきです。

そこで、町が徴収を一元管理して各学校に振り分けるなど、徴収方法の見直しを検討すべきだと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊高明君） それでは、宇佐美議員の学校徴収金の徴収方法の見直しについてのご質問にお答えします。

初めに、現状の各小中学校における学校徴収金の徴収方法でございますが、東浪見小学校及び一宮中学校は全て口座振替で徴収しています。また、一宮小学校は、給食費は口座振替で徴収しておりますが、その他の教材費などは集金袋による現金徴収となっております。

さて、学校徴収金の徴収方法の見直しについてでございますが、近年教職員の負担軽減や保護者の利便性の向上の観点から、いわゆる公会計化や自治体による一元管理の取組が全国的にも進められてきております。議員ご指摘のとおり、現金徴収による教職員の負担は依然として大きく、また保護者の皆様にとっても振込やキャッシュレス決済など、より利便性の高い方法が求められていることは教育課といたしましても十分に理解しているところでございます。

一方で、現在の教育委員会事務局におきましては、業務の多様化・複雑化が進み、限られた人員体制の中で時間外勤務も常態化しているなど、すぐに新たな徴収システムを導入、運用するのは困難な状況でございます。とはいえ、今後の学校運営においては教職員が本来の業務である子供たちの教育に専念できる環境を整えていくことが重要であり、また保護者の負担軽減についても町全体で取り組むべき課題であると認識しております。

このため、まずは集金袋による現金徴収を口座振替に変更し、全ての小中学校の徴収方法を統一するということから始め、今後他自治体の事例を参考にしつつ、システム導入に係る経費や人員体制などを調査研究し、町と連携しながら段階的に検討を進めてまいりたいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○2番（宇佐美信幸君） 一宮小学校の現金徴収を口座振替に変更し、町内の小中学校の徴収方法を統一することを進めていただけるということで、よろしくお願いいたします。

それでは、再質問させていただきます。

徴収方法の統一は一步前進だと思いますが、学校が徴収、管理するということには変わりありません。文部科学省は、学校徴収金の徴収、管理を学校以外が担うべき業務に分類しています。そのため、その徴収方法の見直しは不可避であります。そして、その先には学校徴収金の公会計化も視野に入れる必要があり、計画的な取組が求められます。

しかしながら、先ほどの答弁において、教育委員会及び教育課の人的リソース不足が課題として挙がりました。このような現状がある中で、町としてどのような見通しを持っているのか、あるいは今後どのような見通しを持つ考えであるかお伺いいたします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊高明君） 宇佐美議員の再質問にお答えします。

ご指摘のとおり、学校徴収金の徴収、管理については、文部科学省においても学校が担うべき業務ではないとの方針が示されており、今後は教育現場から徴収、会計業務を切り離していく、いわゆる公会計化が全国的な流れとなっております。本町においても、教職員の業務負担の軽減並びに保護者の利便性向上という観点から、学校徴収金の徴収方法を見直す必要性については十分に認識しているところでございます。

一方で、現時点では教育委員会をはじめとした庁内の人的リソースが限られており、日常業務に加えた徴収金の一元管理、会計処理を新たに担うことは相応の体制整備を伴うものと考えております。そのため、すぐに全国で一律に導入することは現実的ではありませんが、中長期的視野に立って段階的に取り組むことが必要であると考えております。

こうした中で、近隣自治体である千葉県御宿町の先進的な取組は、本町にとって非常に参考になる事例であります。御宿町では、学校徴収金の徴収、管理を学校から切り離し、町が主体となって公会計方式で管理するためのシステムを導入しております。このシステムは、教職員が現金を取り扱う必要がなくなるとともに、保護者側も口座振替、クレジットカード、コンビニ払いなど、複数の支払い方法が選択できる仕組みとなっており、現場と家庭の双方

にとって大きな負担軽減となっています。また、給食費と教材費を別々の会計に振り分ける仕組みも対応しており、財務会計の透明性も確保されている点が特徴です。

さらに、現在国においては給食費の無償化についての検討が進められている状況もあり、仮にこれが実現すれば、徴収金全体に占める割合が大きい給食費の管理・徴収業務が不要となる可能性がございます。これにより、学校及び教育委員会事務局における事務負担が一定程度軽減されることが期待され、今後の公会計化の導入に向けた一助となるものと考えております。

本町においても、御宿町のような公会計化を視野に入れたシステム導入を検討していくためには、まずは町全体での更新・共有と各学校における徴収金の種類や時期、徴収額などの実態把握が必要となります。その上で、システム導入に必要な要件を整理し、教育委員会と総務課など、庁内の関係部署と連携しながら導入が可能か検討してまいります。

また、現場の負担を増やすことのないよう、まずは一部の学校あるいは特定の徴収金項目から段階的に導入を試行し、課題や改善点を把握した上で町全体への展開を目指すなど、柔軟かつ計画的な導入を図っていきたいと考えております。

今後は、国・県の支援制度の活用や近隣自治体との情報共有も積極的に行いながら、現実的かつ持続可能な徴収体制の構築に向けて検討を進めてまいります。教職員が本来の業務である子供たちの教育に専念できる環境を整備し、保護者にとっても分かりやすく、安心して納付できる仕組みを実現することは、町の教育環境の質の向上にもつながるものと確信しております。今後とも段階的な整備に向けて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力のほうをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

○2番（宇佐美信幸君） 再々質問はありません。

国の給食費、無償化の検討も進んでいますので、公会計化に向けて計画的に見通しを持って進めてもらいたいと思います。また、人的リソース不足によって物事が停滞するということはよくありませんので、町全体の人材の最適配置に尽力するよう、強く要望いたします。

それでは、次の質問に。

○議長（小関義明君） 次の質問。

○2番（宇佐美信幸君） はい、次の質問に移ります。

2問目は、ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税の活用についてです。

令和6年度のふるさと納税は増額で、過去最高額の寄附を頂いたと伺っておりますが、それを積み立てている一宮町ふるさと応援基金の年度末残高は幾らでしょうか。

また、現在公開されている最新の活用報告である令和5年度の活用報告を見ますと、基金の活用はたった2件、231万7,282円のみとなっておりますが、寄附いただいた額に対して活用が少ないのではないかと思います。そこで、昨年度令和6年度の実績とともに見解をお伺いいたします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、宇佐美議員のご質問にお答えいたします。

令和6年度末のふるさと応援基金の年度末基金残高は約6億5,000万円になります。

次に、ふるさと応援基金の活用状況についてでございますが、議員ご指摘のとおり、令和5年度の活用実績は2件で、約232万円と少額でありました。

令和6年度につきましては、教育環境の充実を図るため、校務支援システムの導入や各学校への電子黒板、プロジェクター等の整備、また図書管理システムの導入など、教育関連事業に積極的に活用いたしました。さらに、子育て世帯応援事業として、給食食材の物価高騰に対する負担軽減、保育所への食器消毒保管庫の整備、公園施設の改修、公用車の購入など、総額4,000万円を活用し、町民福祉の向上と地域振興を図ったところでございます。

令和7年度につきましても、学校給食第2子以降無償化や防犯灯の更新費用など、広い範囲で活用する予定でございます。今後、控えている公共施設整備事業資金への活用も視野に入れていることから、今後も必要な事業に必要な額を適切に活用し、計画的かつ効果的に基金を運用してまいります。

以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○2番（宇佐美信幸君） 令和6年度は約4,000万円の活用をしたということで承知いたしました。町民の皆さんの暮らしがよりよくなるよう、必要な部分には積極的に活用していただければと思います。

そこで再質問ですが、支援いただく方が寄附を行う際にはその使途を選択できる仕組みとなっており、基金についても事業ごとに区分して管理されているものと認識しております。一方で、事業の開始までに時間を要す場合や中止となる場合もあり得ると考えられます。こうした場合における基金内の使途変更や活用期間の制限について、国から特段の規定はなく、柔軟に運用できるという理解でよいとお伺いいたします。

また、今後予定されている公共施設整備事業への基金の活用も視野に入れているという答弁がありましたが、逆にこれまで存在していた公共施設基盤整備事業や図書館整備事業が現在は使途として設定されていない理由は何でしょうか。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、再質問にお答えいたします。

まず、基金の使途変更や活用期間の制限についてでございますが、議員ご指摘のとおり、国からの特段の規定はございません。本基金は町が条例により設立し、管理しているものでございます。ただし、基金の使途を途中で変更することは、これまでの寄附者の意に反する可能性があるため望ましくないと考えております。このため、様々な事業に活用できるよう、細分化せずに広い範囲をカバーできる使途を設定し、柔軟な運用を図っているところでございます。

次に、使途項目の見直しについてでございますが、令和5年度と6年度におきまして、より利用者に分かりやすい使途とするため見直しを行い、福祉事業や子育て、教育応援事業など新設いたしました。この際、これらと重複し得る公共施設基盤整備事業や図書館整備事業などの使途項目を削減したものでございます。

なお、削減された使途項目に積み立てられた基金につきましては使途の変更は行わず、その使途に合った事業に今後も活用してまいります。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

○2番（宇佐美信幸君） 再々質問はありません。

最後に、柔軟な運用のために使途項目の見直しを行ったということで承知しました。支援いただいた皆様のお気持ちに感謝して、使途に合わせてしっかりと活用していただくように

お願いいたしまして、質問を終わりにいたします。

○議長（小関義明君） 以上で宇佐美信幸君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。

会議再開は、午後１時といたします。

休憩 午前１１時５５分

再開 午後 零時５９分

○議長（小関義明君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◇ 畑 場 博 敏 君

○議長（小関義明君） 次に、12番、畑場博敏君の一般質問を行います。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） 日本共産党の畑場です。

2問ありますので、1問ずつ区切らせてお願いいたします。

昨今の物価高騰の中で、少しでも町民の暮らし救済につながる施策として、2点の質問をいたします。

まず、1点目です。子育て世代の支援策として要望の強い学校給食の無償化策についてであります。

報道によれば、自民、公明、日本維新の会の3党合意によって、2026年4月から小学校学校給食無償化を軸に中学校への拡大も検討され、制度設計の方向性をまとめ、政府が6月に示す経済財政運営の指針、骨太方針に反映させる方針のようであります。

当町では、この2学期から小中学校の給食費の無償化を第3子から第2子以降に対象を拡大することを決めました。来年度から国の制度として小学校給食が無償化にされた場合、これまで町負担で無償化策を進めてきたこの財源を中学校へ振り向け、国の無償化制度と合わせて当町では中学校まで一挙に無償化策を広げてはどうかという提案であります。

小中一緒に無償化を実施すべきだというふうに考えますけれども、町長の見解を伺いたいと思います。小中一緒に無償化を進めた場合、あとどのくらいの財源措置が必要なのか、併せて答弁を願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊高明君） それでは、学校給食費の無償化についてお答えします。

これまでの議会でもお答えしているとおり、学校給食費の無償化は子育て世代の経済的負担軽減という意味では意義ある施策でございます。そのため、町では令和5年度から実施しています第3子以降学校給食費無償化に加え、無償化の範囲を第2子以降に拡大して実施できないか検討した結果、本年度の2学期から第2子以降学校給食費無償化の事業費として3校合計1,566万円を計上して、事業実施してまいります。

さて、ご質問にございました2026年4月から小学校の学校給食費無償化の国の方針が実施された場合、小学校の給食費無償化に充てていた町予算を活用し、中学校の給食費無償化を実施すべきとのご提案をいただきました。このご提案どおり、国が小学校の給食費無償化を実施し、それに併せて町が中学校の給食費無償化を行った場合、令和7年度ベースで事業費を試算したところ、約180万円の予算増により可能となる見込みでございます。

今後は社会情勢や経済状況等を踏まえ、段階的に無償化を進めるなど、様々な方策が考えられますので、町と教育委員会が連携した中で今回のご提案についても検討してまいります。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

はい。

○12番（舩場博敏君） 答弁ありがとうございました。

国の給食1食当たりの負担額等の未確定の要素がありますがけれども、骨太方針が決まり、方向性が示されれば、誤差はともかくとして、この機会に小中完全無償化、この実施に踏み切る決断をすべきだというふうに考えます。住民はこの政策を支持をしております。町長の決意を伺いたいと思います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 舩場議員の再質問にお答えをいたします。

国がこれまで発表してきた方針のとおり、小学校の給食費の全面的無償化を実施するに至った場合、私ども一宮町はそれに併せて中学校の給食費の完全無償化を実施していきたいとそうように考えます。

以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

はい、どうぞ。

○12番（舩場博敏君） ありがとうございます。ぜひそのようによろしくお願いいたします。

2番目の質問に移らせていただきます。

2番目は、水道問題について伺います。

来年4月より用水供給元である九十九里地域水道企業団が解散をし、県企業局に統合一本化される予定で作業が進んでおります。今議会でも九十九里地域水道企業団解散のための議案が提出されております。統合によって用水価格はどのようになるのか伺いたいと思います。

用水原価がどうなるかで末端給水事業を担っている長生広域水道の料金に影響を与えてくる、このおそれがあるからであります。また、統合のための国・県の補助金が出る、このように聞いておりますけれども一部不足が発生する。この点について、町負担金が発生するということも聞いております。幾らぐらいの負担になるのか伺いたいと思います。

そもそもこの水道問題、資料によれば昭和42年7月14日、北総開発協議会が九十九里地域は浄水道整備が遅れている、この問題と水質の悪さと水源不足を改善するために、県において公共水道計画を樹立し水源の確保を図るべきである、こう答申をしました。これが始まりです。これを契機に九十九里地域広域上水道、この事業促進期成同盟、これが東総、そして東金地域、山武地域、この3市12町1村でつくられ、数々の陳情や要請行動が行われました。この頃、利根川の水を工業用水に利用する房総導水路計画、これがあり、この九十九里地域に水需要を満たす水源がなかったために、国・県はこの計画に参画する誘導をしてまいりました。

この計画は、両総用水路施設、利根川から栗山川を結び、長柄ダムまで延長80キロメートル、これを利用するものでした。昭和45年、厚生省の給水区域案に基づき、栗山川水系、利根川ダム水系、長柄ダム水系の3ブロックに分けて給水する区域決定がなされております。昭和46年12月1日、九十九里水道企業団が設立されます。末端給水については、3ブロックそれぞれ認可されていきます。

我が町は、長生郡市広域市町村圏組合として水道事業を始めます。昭和49年4月に、長生郡市広域市町村圏組合として水道部が発足します。昭和55年6月に長生郡市の7市町村が水

道事業統合協定を結び、一宮町も昭和55年7月7日から受水を始めております。

これは私ごとですが、初当選した昭和53年10月、これまでの2年近く町営水道の会計の審議をしてきたことを思い出します。町の水源は旧火葬場の北側にありました。当時、町営水道を持っていたところは、一宮町、長南町、茂原市だったというふうに記憶しております。このことは、後に水道管の老朽化、この問題で新設市町村よりもハンデをしょう、こういったことになってまいります。

話はもう一度九十九里地域水道企業団発足時に戻りますが、利根川水系の水を利用し、長い導水路やダム建設費が水源費を圧迫し、加わることによって人口のまばらな農村部の給水費が都市部と比べてあまりにも高くなる、こういう問題が初めからありました。地域の運動の中で、福田内閣時代、地方公共企業の独立採算制に対する例外措置、これが設けられました。昭和46年10月22日、九十九里地域広域上水道事業促進期成同盟会長の石橋一弥東金市長と千葉県知事、友納武人氏が交わした覚書であります。

内容は、1つとして、九十九里地域上水供給事業に、供給地域内平均給水料金については給水開始時において県営水道の給水料金に準ずる料金となるよう、企業団に対して財政措置を講ずる。2つとして、前項の財政措置に対し県と関係市町村とは同等の負担をすること。この2つが決められました。国は、水道への市町村負担を軽減するために負担金を地方交付税で補填をする、いわゆる高料金対策の交付措置を制度としてつくりました。今でも生きているはずであります。

九十九里地域水道企業団の解散に当たり、設立からの簡単な経過を大まかに述べましたけれども、今検証すべきは、県の水道事業に当たって、問題点の第1として過大な水供給の計画を策定し、それによって八ッ場ダム建設をはじめ、必要のないダム建設費などが高い水資源の開発費としてこれを生んでいき、受水費の料金を押し上げてきた、このことへの反省であります。

第2に、その結果生まれてきた人口の少ない地域の都市部との格差解消、これに特別に国・県費を投入し、制度の維持拡大をしてきたことであります。

第3に、住民目線での自治機能をどう担保していくのか。

この問題が大きな課題として残っております。長生広域水道の末端価格は、平成8年10月より現状で29年間据え置いてまいりましたが、現状でも高いというふうに非常に不評であります。少しでも下げるための方策について研究をし、提案をしてほしいと思いますけれども、この点での見解を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

山口企画課長。

○企画課長（山口裕之君） それでは、杵場議員の水道料金のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、用水価格につきまして、来年4月より用水供給元である九十九里地域水道企業団が解散し、県企業局に統合一本化される予定とのこと。統合によって用水の価格はどうか。統合のための国・県補助金が出るとのことだが町の負担はどうかについてのご質問ですが、統合によります用水供給料金につきましては、国の交付金や県の一般会計繰出金、各市町村の負担金といった統合に伴う財政措置を講ずることにより用水料金の上昇幅を抑制していく方針です。なお、統合による一宮町の負担額は1年当たり320万4,000円となり、令和8年度から負担が開始される予定です。

また、長生広域水道の末端価格について、平成8年10月より現状で29年間据え置いているが、現状でも高いと不評であります。少しでも下げるための方策について研究、提案をしてほしいといったご質問でございますが、長生広域水道に確認したところ、水道事業時の創設時に整備した水道管や施設が更新の時期を迎えていることに加え、近年の物価高騰に伴い様々な経費が増加しており、厳しい財政運営が見込まれることから料金引下げは難しい状況と伺っております。

今後、将来にわたり安全な水を安定して供給し続けるために必要な料金水準について検討していくと伺っており、町としても長生郡市広域市町村圏組合の水道事業と連携を密にし、協議していきたいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

はい。

○12番（杵場博敏君） ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

今、答弁にありました物価とか人件費の上昇、これが今続いております。また、水道管の老朽化も進んでいるという中で特別の対策を講じなければ、管の入替えなど、更新作業にも今後多大な費用が必要になり、これがまた料金に跳ね返ってくるのではないかと、こういう懸念もあり、またそういうことが必至であります。

しかし、都市部との格差拡大、これも大いに懸念される中、町民の暮らしを守るためにも水道事業に関する公費の負担率を上げる、このことについて強力に協議を進めていただきたい、このように思っております。この点についての見解、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

山口企画課長。

○企画課長（山口裕之君） それでは、杵場議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、長生郡市広域市町村圏組合の水道管や設備は更新の時期を迎えております。また、災害時を想定した水道設備の耐震化工事も必要とされております。再度になりますが、近年の物価高騰に伴い様々な経費も増加しており、厳しい財政運営が見込まれています。

今後でございますが、長生広域水道において水道審議会が設置される予定であり、学識経験を持つ専門家の方にもご参加いただき、長生地域の水道事業の健全性や安定性などについて議論が交わされると伺っております。本町といたしましても長生郡市広域市町村圏組合と連携を密にし、協議をしてまいりたいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

どうぞ。

○12番（杵場博敏君） どうもありがとうございました。

再々質問はございませんが、九十九里地域水道企業団が発足した当時の例外的措置、こういって国・県費が投入されたという経緯もございます。この地域は、もう元から給水人口が都市部と比べて少ない、そういう中で広大な管路の布設、こういったものを抱えている特殊な事情にあるわけでありますから、それを全て更新時期だからといって受益者負担で持っていくというのはやはり高料金になってしまう、このようなことが本当に懸念されるわけであります。

審議会において、こういったことが例外的措置も含めて取っていただけるように強力に、地域の声としてこれは要望していただきたい、このように考えております。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小関義明君） 以上で、舩場博敏君の一般質問を終わります。

◇ 鵜 沢 一 男 君

○議長（小関義明君） 次に、8番、鵜沢一男君の一般質問を行います。

8番、鵜沢一男君。

○8番（鵜沢一男君） 3点ありますので、1点ずつやっていきます。

最初に、町道認定の基準についてお伺いいたします。

現在、町は町道認定の際に行き止まりの道路については幅員が6メートル以上あるなど、条件を満たせば認定をしております。しかし、行き止まり道路の公共性などを考えると町道認定は適切でないと考えます。これは、新規に住宅開発等が進む町の現状を憂慮しての質問であります。回答をお願いします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、鵜沢一男議員のご質問にお答えいたします。

行き止まりの道路を町道として認定する件でございますが、これは主に民間の宅地開発事業による案件が対象となってまいります。これについて、町では道路幅員が6メートル以上であることなど、一宮町町道認定基準要綱にのっとり、認定の適否を判断しておりますが、議員ご指摘のとおり確かに行き止まりの道路は特定の人たちの利用に供される性格が強いため、公共性が低い側面はございます。しかしながら、町では沿線地域における生活基盤として一定の公共性を考慮し、これまで町道として認定してきた経緯がございます。

したがって、行き止まり道路の取扱いにつきましては、公共性の高低や既に町道認定した道路との平等性、さらには認定に伴い負担が増える維持管理費など、多角的な視点から一宮町町道認定基準要綱の見直しを含め、慎重に検討してまいりたいと考えます。

答弁は以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○8番（鵜沢一男君） 再質問いたします。

一応その前にちょっと確認したいんですけども、今の答弁を確認しますと、これまでの

経緯を踏まえ多角的な視点から慎重に検討するという答弁ではありますが、これまでの経緯というその意味は、行き止まりの道路については過去には町は認定しておりませんでした。そういうことも踏まえてという意味なのかどうかを確認させてください。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） お答えさせていただきます。

これまでの経緯を踏まえてと表現いたしましたのは、直近の3月議会でも案件がございましたけれども、幅員6メートルを有している行き止まりの道路、これについて町道認定しておりますので、そうしたことを踏まえてといった意味で申し上げさせていただきました。

以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

はい、どうぞ。

○8番（鵜沢一男君） 分かりました。再質問いたします。

これまでの経緯を踏まえ、多目的な視点から慎重に検討を進めると答弁いただきました。過去に一宮町は行き止まりの道路は認定をしておりませんでした。私は、そういう意味も含めての経緯というふうに考えたので、確認をいたしました。

皆さんに参考に申し上げますけれども、一宮町と同じ住宅の開発が多い茂原市では公共性の低さや認定後の維持管理費の増加などを考慮して、行き止まりの道路は一切市道には認定をしておりません。私も、先ほど述べたように行き止まりの道路認定は適切ではないと考えております。本町においても行き止まりの道路は認定しない方針にすべきと考えますが、再度伺いたいします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、鵜沢一男議員の再質問にお答えいたします。

ただいま茂原市における実例や議員のお考えなど改めてご紹介をいただいたところでありますが、町といたしましては多様な視点から再度考え方を整理し、可及的速やかに方向づけしてまいりたいと考えます。この場ではっきりとしたお答えができず申し訳ございませんが、ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

はい、どうぞ。

○8番（鵜沢一男君） 承知しました。次の質問に移ります。

次に、農地転用に伴う隣接地の対応について伺います。

農地の健全な環境保全するために質問をするものであります。道路に接していない農地への進入路は隣接農地から入ることができるようにと民法で認められているものであります。しかし、昨今は農地転用する際にこのような事情を考慮せずに宅地などに転用されているところがあります。また、用水排水についても隣接水田から経由する、いわゆる田渡しの方法が取られている農地もあります。これも宅地転用の際には水利の権利を確保する必要があると考えます。

農地を守る立場である農業委員会は、農地転用申請の受付をする際に何らかの対策を講じる必要があると考えますが、見解をお願いいたします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

田中農業委員会事務局長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（田中一郎君） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

農地転用申請の際は、周辺の農地に支障を来すおそれがあることから、隣接する農地所有者への説明を申請者に求めています。さらに、他の農地に囲まれた袋地の農地に影響が生じるおそれがある場合には、進入路や水利状況の実態把握に努めているところでございます。そして、進入路などの確保が困難になる場合には、申請者に対しまして袋地農地の所有者及び土地改良区などの関係者と協議や合意がなされているかを確認し、営農について問題が生じないよう対策を求めているところでございます。

なお、農業委員会といたしましては、引き続き農地の適正な利用と農家の継続的な営農を守る立場から、慎重かつ丁寧な審査を行うとともに地元農地利用最適化推進委員をはじめ関係各署と連携し、土地利用に支障がないよう適切な対応を講じてまいりたいと思います。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○ 8 番（鶴沢一男君） 再質問いたします。

現在、町の農業委員会については非常に仕事量が多い。これは、町で開発が進むのが大きな要因です。開発が進むということは人口が増えることでも意味しますし、町の発展にとっては決して否定するものではありません。しかし、農業委員会の立場で考えると農地の健全な保全が目的でありますので、これは維持してもらわなきゃいけない。そして、午前中、川城議員からの質問がありましたけれども、残業の問題にも触れていました。残業が多いのは、仕事量に対して職員の数が少ないから、これが最たる原因だと考えます。

私は、現在の……何課でしたっけ、その課長は。

（「産業観光課」と呼ぶ者あり）

○ 8 番（鶴沢一男君） 産業観光課長と農業委員会の局長が兼務している状態はよくないと思います。ここで提案したいのは、農業委員会の局長は兼務ではなく専従を置くべきと考えます。それは、今述べたように仕事量の問題でもあります。それとこれから町が発展するために、人口増は非常にありがたいことだと思いますけれども、農地の健全な保全も必要なのは事実です。そのための農業委員会局長を兼務を外して新たに設けたらどうかと考えますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鶴沢一男議員のご質問にお答えを申し上げます。

町長といたしまして、この問題は確かに役場内、産業観光課の中で従来扱っておりましたが、職員の繁忙度が大変増しておりまして、苦慮いたしておりました。その中で、農業委員会の局長について独立したポストにするということでは、これまではちょっと考えたことがございませんでしたが、本日ご提案をいただきましたので、当該産業観光課のスタッフあるいは農業委員会の皆さんとよく相談をして、そのことはしっかりと検討させていただきまして結論を導きたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○8番（鶴沢一男君） 承知しました。次の質問に移ります。

次に、農業集落排水の加入促進について伺います。

先ほどと同じく農地の健全な環境を保守するための質問であります。よろしくお願いいたします。農業集落排水の加入状況は非常に低いのが現状であり、独立採算制の観点からも早急な対策が必要であると考えます。農集区域内に住宅などを建築する場合には、強制的に集排に加入させるべきと考えます。見解をお願いいたします。

そして、2点目として、農業集落排水区域内の未加入世帯の排水であります。合併浄化槽などを通して農業用排水路に放流する場合がありますが、その排水路を維持管理しているのは土地改良区であり農家組合であります。農業者だけにこのような負担を強いるのは不平等と私は考えます。農集未加入世帯にも相応の負担を負っていただくべきと考えますが、見解をお願いいたします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

農業集落排水施設への加入についてでございますが、地域のこの環境保全、生活環境の向上など、農業振興において重要な課題であると認識しております。農業集落排水施設への近年の接続状況につきましては、開発などに伴い区域内における新規加入件数は増加傾向となっており、該当者の方には事業の説明と加入を促し、農業集落排水施設への接続をいただいているところでございます。

なお、この施設への強制的な加入につきましては、そもそもこの農業集落排水施設が浄化槽法に基づくものとされており、その中で接続義務についての規定はないことから、強制的な加入を強いることは法的にできないとされております。

しかしながら、この農業振興地域での生活環境の改善や公共用水域の水質保全、さらには事業経営上の独立採算の観点から施設への接続率を向上させる必要があります。そのため、今後も公共用水の保全及び生活環境の向上を図るため、加入促進に努めてまいりたいと思います。

次に、農業用排水路、この維持管理についてでございますが、近年この農家の高齢化、そしてまた農村地域における混住化の進行に伴いまして、従来のような維持管理が難しい状況が続いております。町はこれまでも農業、農村が有する多面的な機能の維持を図るため、多

面的機能支払交付金制度を活用し、水路の草刈りや泥上げ、補修など、農家と地元の地域の住民が共同して行う活動組織に対しまして支援を行ってまいりました。しかしながら、近年農家の減少とともにこうした維持管理に大変苦慮していると伺っております。

そのため、地域全体でのこの一体的・総合的管理の推進を図るため、関係団体などと連携を図りながら制度の周知に努めるとともに、農業水利施設が持つ様々な機能が今後も適切に維持されるよう引き続き地域のこの共同活動に対して支援してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○8番（鶴沢一男君） 再質問いたします。

今の答弁で、農業集落排水施設への強制的な加入は難しいとの答弁でありましたが、加入しない場合、生活雑排水などの処理は合併浄化槽となるわけであります。平成18年に浄化槽法の一部が改正されBOD、いわゆる生物化学的酸素要求量が20ppm以下であることとBODの除去率が90%以上であることが定められております。しかしながら、浄化槽法で定められた保守点検、そして清掃、法定検査を行わず、農業用排水路に基準を満たさない放流水が流れ込み、農業に多大な影響を与えることが懸念をされます。これに対処するため、今後浄化槽の設置については町が所管することが望ましいと私は考えます。

案といたしまして、浄化槽の設置及び流末の接続は、負担金を徴収して公共工事として町が地元企業に工事を発注し、浄化槽の点検・清掃は個人が管理者と契約し、1年毎に点検結果を町に報告する、このような町の管理にすることが望ましいと考えますが、町の見解をお願いいたします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） まず、農業集落排水区域でのこの合併浄化槽設置、こちらを町が所管することについてですが、同種のこの事業内容で近隣自治体などが行っております市町村設置型の特定地域生活排水処理事業などありますが、こちらは農業集落排水やまた公共下水などの整備がされていない地域において活用できるものであり、農業集落排水区域での同事業の実施はできないものとなっております。

しかし、議員のご指摘のとおり、合併浄化槽からの基準を満たさない放流水、こちらは農業用の排水路のこの水質悪化の原因となり、農業生産、そしてまた生活環境の両面で大きな問題となります。そのため、水路の水質保全などの観点から浄化槽の適正な維持管理の徹底が必要となります。

町では、これまでも浄化槽の機能を正常に保つために浄化槽の適正管理を図るよう周知してまいりましたが、引き続き県をはじめ、関係機関と連携し、法定検査の必要性についてより一層のこの周知を図り、浄化槽の管理の向上に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

○8番（鶴沢一男君） 終わります。

○議長（小関義明君） 以上で、鶴沢一男君の一般質問を終わります。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（小関義明君） 次に、13番、袴田 忍君の一般質問を行います。

13番、袴田 忍君。

○13番（袴田 忍君） 1点でございますので、よろしくお願いいたします。

今回は、私も将来この介護に関してはお世話になるだろうという観点から、私もこういう介護事業者というのはうれしいなという条件でつくらせてもらいました。

全国的に介護事業所は、経営不振により規模縮小、経営をやめてしまう、つまり廃業してしまう事業所が多いと聞いております。国が昨年、介護報酬の改定で訪問介護サービスの報酬を引き下げられたことが、大きく影響しているのではないかとことはありますが、もちろんのこと、問題は事業所、介護職員の不足、事業所の介護職の職員の不足、働く賃金の低さ、利用者やその家族からのハラスメントなど、多くの問題を抱えております。

町にも数か所の事業所が運営されています。高齢者社会になりつつある今、民間施設であっても高齢者事業所の維持への協力・支援は町も必要であると考えます。支援策について伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

関福祉健康課長。

○福祉健康課長（関 晴美君） それでは、袴田議員のご質問にお答えいたします。

少子高齢化の進展により介護を支える人材の確保が今まで以上に困難になることが見込まれる中、サービスの質を維持しながら必要な供給を行うことが求められており、事業所への支援につきましても介護職員の確保なども含め、大変重要な課題であると認識しております。

こうした中、現在実施している町の事業所支援施策といたしましては、町内の介護事業所に従事する人材の確保と介護保険サービスの安定的な提供を図ることを目的に、介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修を修了し、町内の介護事業所に3か月以上継続して就業された方を対象に、受講料の一部を助成する事業を今年度から開始いたしました。

また、利用者やその家族等からのハラスメント対策といたしましては、千葉県が設置している弁護士による無料法律相談の窓口の周知をはじめ、国が作成したハラスメント対策マニュアルや職員向けの研修の手引など、各事業所に情報提供を行っております。

今後につきましても引き続き介護事業所と連携を図るとともに、介護事業所の現状と課題の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

はい。

○13番（袴田 忍君） 再質問をお願いいたします。

まず、1点目でございますが、利用者に安全・安心な居場所を与えるためには、やはり質のよい職員を研修することが必要だと私は思っております。職員研修、必要不可欠なものになっていると思います。初任者・実務者研修には町は受講料の一部を助成するとのことですが、どれくらいの範囲の金額を助成するのか。また、年間どれくらいの研修予定者を見込んでいるのかお伺いします。

2点目、昨今、介護事業所のサービス、職員及び利用者の募集等のチラシをよく見かけます。事実、これにより継続が厳しい状況にあるのではないかと私は思っております。町内の事業所は今後の継続に向け、在宅介護、施設介護等を支援してほしいことを町に要望等が出されているのであれば、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

関福祉健康課長。

○福祉健康課長（関 晴美君） それでは、袴田議員の再質問にお答えいたします。

1 点目の研修助成事業の内容についてです。

同研修を受講した際の助成額につきましては、初任者研修 5 万円、実務者研修10万円を上限に、教材費を含む費用の半額を助成いたします。

また、今年度における助成予定者数につきましては、町内の介護事業所に求人予定者数を確認し、これに対応できるよう初任者研修 5 人、実務者研修 5 人の合計10人分を見込んでおります。

次に、2 点目の町内介護事業所から町への要望についてです。

町では、町内全ての介護事業所を対象に懇談会を開催し、運営上の課題等について事業所間で共有を図るとともに、町としても実態把握に努めております。昨今のエネルギー価格及び食料品を含めた物価高騰に伴い大きな影響を受けている介護事業所の経済的負担を軽減するため、令和 4 年度から 6 年度の 3 年間、物価高騰支援金を支給させていただいているところでございますが、一部の事業所からは、経営が難しいため今後も支援金の支給を検討してほしいとのご要望をいただいております。

長引く物価高騰が介護事業所の運営に大きく影響していることから、事業所が抱える課題を的確に把握し、連携を図りながら必要な支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

○13 番（袴田 忍君） 再々質問ありません。それから、お願いがあります。

ありがとうございます。私、介護事業所といえば、やはり利用者ファースト、要するに利用者が健全で健康な場所であって、そこで利用しながら安全・安心に生活をするというものでありますので、それなりのサービスを受けたいというのが今考えられる介護事業所ではないかなと思っております。

ただ、この間、私研修会に参加しまして思ったことは、その中でこういう話がありました。これからは介護事業者も、利用者ファーストでなく職員ファーストになるべきである。これは、職員の質の向上とそれを守る、高齢者を守る質の高さを求めるのが介護事業の一つでございますが、職員を守ってあげる、職員が健全に安心して働ける場所をつくってあげることがこれからの介護事業所が伸びていく必要があるんじゃないかと、伸びていくことが必要

ではないかということをおっしゃっておりますので、やはり、職員さんの処遇もやはり考えていなくちゃいけない。入ってくる人だけではなくて、そこで働く職員さんたちの向上のためのサービスを考えていただければ、事業所はこれから残っていけるんじゃないか。

そういう状況でありますものですから、また町のほうでもいろいろ相談がありましたらよろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（小関義明君） 以上で、袴田 忍君の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 専決処分の承認、日程第8、承認第1号 一宮町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

御園税務課長。

○税務課長（御園明裕君） それでは、承認第1号 一宮町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案つづりの1ページをお願いいたします。

まず、改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日施行となりました。これに伴い、本条例についても一部改正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、改正の主な内容について、条文に沿ってご説明いたします。

初めに、第18条の改正ですが、公示送達についてインターネットを用いる方法の定義を示したものととなります。また、その下、第18条の3は第18条の改正に伴う表記の整備となります。

次に、2ページ、第34条の2の改正は、控除すべき金額について19歳以上23歳未満で収入が123万円から188万円の親族に対する特定親族特別控除額を創設、追加するものです。その下、第36条の2ですが、特定親族特別控除の創設に伴う個人住民税申告事務に係る規定を整備するものです。

次に、36条3の2は、扶養親族等申告書の記載事項について、特定親族を追加するもので

ございます。その下、第36条の3の3は、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る整備をするものです。

次に、第82条は軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴い、2輪のもので排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの、年額2,000円を加えるものです。その下、第89条は、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備をするものです。

次に、第90条はマイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備をするものです。

3ページ、附則第10条の2は、法律の改正に合わせて項ずれを整備するものです。

次に、附則第10条の3は、大規模改修工事を行った特定マンションに係る固定資産税の減額措置について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には減額措置を適用できることとする規定を新設するものです。

附則第16条の2の2は、加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例を定めるものです。

最後、4ページ、下段の附則につきましては、各条文の施行日と経過措置を定めるものとなっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第8、承認第1号 一宮町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第9、承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） 議案つづりの8ページをお願いいたします。

承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてご説明を申し上げます。

まず、改正の趣旨でございますが、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例につきましても一部改正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正内容についてご説明をいたします。

今回の改正では、3つの賦課区分のうち、基礎課税額医療分と後期高齢者支援金等課税分について課税限度額の引上げ、また減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しを行うものでございます。

本行の1行目、第2条の課税額の規定のうち、第2項のただし書の基礎課税額は現行65万円のところを66万円に改め、同条第3項のただし書の後期高齢者支援金分は現行24万円のところを26万円に引き上げるものでございます。3行目、第21条の保険税の減額の規定につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額の変更、29万5,000円を30万5,000円に改め、同項3号中は2割軽減、現行54万5,000円を56万円に改めるものでございます。

なお、改定後の規定は令和7年度の国民健康保険税から適用するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） この承認第2号の専決処分について、反対の立場から討論いたします。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴う措置ということで内容を、説明を伺いましたが、基礎課税限度額、医療分のほうが1万円の引上げ、そして後期高齢者支援分が2万円の引上げ、影響額は合わせて3件、6万円という説明を受けました。ああ、7万円ですね、全部で。

それから、軽減措置のほうですが、5割軽減が16人で2割軽減5人で合わせて38万8,000円という説明でございましたけれども、一見すると改善の措置のように思われますが、しかしこの程度の改善では所得間格差、この対立を広げるだけで、ほかの健康保険と比べても保険税格差をなくすことには何らつながっていかない、こういうものでございます。

今、国が改善すべきは、国保会計への国庫負担を大きく増やす、そして被保険者の税負担の軽減、これは国保会計の持つ構造的な問題を改善する、こういうことにつながりますので、これこそすべきであります。そういう点から、この専決処分には反対いたします。

○議長（小関義明君） ほかに討論はございませんか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。

賛成討論をいたしたいと思います、その準備のために少し暫時休憩を求めます。

○議長（小関義明君） それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時14分

○議長（小関義明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに討論はございませんか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。お時間頂戴いたしましてありがとうございます。

賛成討論をいたします。

承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

この課税限度額の引上げは国の方針に基づいたものであり、全国的な医療費の増加や高齢

化の進展を背景に、国民健康保険制度の持続可能性を確保するために必要な措置です。町においても被保険者の高齢化が進む中で、医療給付費や後期高齢者支援金の負担が年々増しており、制度を安定的に運営するには相応の財源が必要です。

今回の引上げはあくまで課税限度額の見直しであり、全ての被保険者に一律に課税が増えるわけではありません。所得に応じて課税される仕組みの中で、一定以上の所得を持つ方々がその能力に応じた負担をしていただくことで、より多くの方の保険税負担を抑え、制度全体の公平性を保つという意味でも合理的な改正であると考えます。

以上です。

○議長（小関義明君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第9、承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小関義明君） 起立多数。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（小関義明君） 日程第10、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、議案つづり10ページをお願いいたします。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について。

令和6年度一宮町一般会計予算繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月17日提出。一宮町長、馬淵昌也。

次の11ページをお願いいたします。

繰越計算書でございます。上から順に説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、低所得世帯支援金給付事業の非課税世帯分5,275万3,000円。

本事業は3月補正で計上した100%国費の事業であり、年度内に給付事業が完了しないため繰り越すものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、出産・子育て応援交付金事業のシステム改修委託料75万9,000円。本事業に係るシステム改修については、本年6月のデータ標準レイアウト改定に合わせる必要があり、年度内に完了しないため繰り越すものでございます。

6款商工費、1項商工費、観光振興事業の一宮町観光協会補助金5万3,000円。令和7年度納涼花火大会への寄附金を令和6年度に受領しているため、繰り越して執行するものになります。

7款土木費、2項道路橋梁費、道路新設改良事業の町道1－7号線改良工事5,000万円、1つ下の町道2082号線排水整備工事192万5,000円については、どちらも道路占用事業者の支障物件移設に不測の日数を要し、年度内完了が見込めないため繰り越すものでございます。1つ下の112－1号橋補修詳細設計1,000万円は、設計を行う橋梁下用水路の満水期間が長く、測量着手に遅れが生じ、年度内に完了しないため繰り越すものでございます。

4項、公共下水道施設整備事業の委託料1億575万円は、下水道公社に委託している中央ポンプ場大規模改修のうち、電気設備更新工事において必要な部品の納期が後ろ倒しになっており、年度内完成が見込めないため繰り越すものでございます。

9款教育費、2項小学校費、東浪見小学校管理運営事業の校舎耐力度調査委託料610万5,000円については、調査は完了いたしました結果を求めるのに日数を要し、年度内に完了しないため繰り越すものでございます。

その下、一宮小学校管理運営事業の高圧受変電設備改修工事132万1,000円はキュービクルの改修工事ですが、更新する計器用変動機の年度内納品の見通しが立たないため繰り越すものでございます。

その下、一宮小学校給食事業、給食備品購入費155万1,000円は、フライヤーが故障したための更新費用ですが、発注から納品まで時間を要し、年度内に完了するのが難しいため繰り越すものでございます。

4項社会教育費、公民館運営費、測量委託料308万7,000円は、公民館建設費の方向性が定まるまで着手を待ったため、年度内完成が見込めないために繰り越すものでございます。

翌年度繰越額合計は、2億3,330万4,000円となります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項ですので、以上で終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（小関義明君） 日程第11、報告第2号 事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、続きまして議案つづり12ページをお願いいたします。

報告第2号 事故繰越し繰越計算書について。

令和6年度一宮町一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月17日提出。一宮町長、馬淵昌也。

次の13ページをお願いいたします。

繰越計算書になります。

4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、保健センター管理運営費で浄化槽修繕費でございます。88万6,000円の繰越しです。こちらは、想定していた工法で修繕が完了せず、工法変更の必要性が生じ、年度内に事業完了ができなくなったことによる事故繰越でございます。

その下、7款土木費、2項道路橋梁費、事業名、道路新設改良事業、市兵衛堀水路改修工事、こちらは983万8,000円の繰越しです。こちらは、地域住民との事業合意に不測の日数を要し、年度内の工事完了が見込めないため事故繰越をするものでございます。

繰越額の合計といたしまして、1,072万4,000円になります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項ですので、以上で終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（小関義明君） 日程第12、報告第3号 農業集落排水事業会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、議案つづりの14、15ページをお願いいたします。

報告第3号 農業集落排水事業会計継続費繰越計算書についてご報告いたします。

原地区農業集落排水処理施設の改修工事でございますが、令和6年、7年の2か年の継続費を設定し事業を進めております。

令和6年度の年割額1億9,905万4,000円から同年度の執行額1億8,359万6,250円を差し引いた1,545万7,750円について、翌年度に逓次繰越事業費の一部として使用するため、地方公営企業法施行令第18条の2の第1項の規定により報告するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項ですので、以上で終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第13、議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 議案つづり16ページをお願いいたします。

議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

今回の改正でございますが、産業医の報酬につきましては、目安値、近隣市町村を参考に、現行の2万円から3万円に改正するもの。選挙長報酬ほかは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律で選挙長等の費用弁償額が見直されており、7月執行予定の第27回参議院議員選挙通常選挙に反映できるように準じて改正するものでございます。

17ページをご覧ください。

こちらが選挙長等の改正の表になります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第13、議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第14、議案第2号 一宮町迷惑防止条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、議案第2号 一宮町迷惑防止条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづりの18ページをお願いいたします。

今回の改正は、関係者からのご意見を踏まえつつ、関係する法令を考慮し、主に3点提案しております。

1点目は、19ページ中段やや下の第5条、事業予定者の責務です。トラブルを未然に防ぐため、周辺住民の皆様との事前の調整を規定いたします。なお、ここでの事業予定者とは、簡易宿所など旅館業、または住宅宿泊事業、いわゆる民泊を営もうとする者としております。

第1項では、事業予定者は、法令に基づく手続の前に周辺住民に対する事前説明会を開催するよう、努力義務として位置づけいたします。また、第3項では、事業予定者は、事前説明会で合意した事項については誠実に履行しなければならないと規定いたします。なお、本条の規定につきましては、旅館業法など関係法令の窓口である長生保健所との連携を強化するなど、実効性を高めてまいります。

続きまして、2点目は第6条、事業者の責務です。主な内容は、19ページ中段の第4項でございます。周辺住民からの意見等について、事業者は町長が求めた場合には、周辺住民と町長を交え誠意を持って協議するよう、いわゆる3者協議の開催を規定いたします。

続きまして、3点目は第18条、罰則の関係です。

ここで1点、おわびを申し上げます。

今般、罰則規定を整理するに当たり関係資料を精査したところ、これまでホームページ等で公表していた条例は、令和5年の議会でご審議いただいた内容と異なることが判明いたしました。

公表していたものは、罰則に関する検察協議、これが整う前提で用意していたものでございます。実際は、検察協議が間に合わず、罰則のない状態で議会のご可決をいただいております。そのため、正しくは現行条例に罰則規定はございません。誠に申し訳ございませんでした。

なお、今回の改正では検察庁との協議を行い、条例の規制内容から見て適当と判断された罰則を設けております。

18ページの下段をご覧ください。

条例中の義務規定、第7条、ごみの不法投棄の関係、第8条、廃棄物焼却の関係、第10条、夜間の静寂保持の関係、これらに対し罰則5万円以下の過料を規定いたします。

以上が主な改正点であり、併せて条項のずれを見直します。

最後に、19ページ下段の附則でございますが、施行期日は公布の日とし、20ページの経過

措置では、罰則は改正条例施行後の迷惑行為に適用するといたします。

なお、今後もより実効性の高い条例となるよう、必要に応じた改正など適切に対応いたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

5 番、大橋照雄君。

○5 番（大橋照雄君） この条例改正ですか、これは町民の皆様と協議なんかした結果なんでしょう。

○議長（小関義明君） 森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町民の方々からいただいた意見を踏まえまして、町の条例に定めることが適当な範囲で今回、提案しております。

以上でございます。

○議長（小関義明君） ほかにございませんか。

○5 番（大橋照雄君） 町民の方が納得したということじゃなくて、意見が来たやつを加味して町がつくったという解釈でいいですか。

○議長（小関義明君） 森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） ご質問いただいたとおり、いただきました意見を参考にいたしまして、町の条例に定めることができる内容として今回、提案しております。

また、今後、必要に応じて、改正は適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小関義明君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

5 番、大橋照雄君。

○5 番（大橋照雄君） 私、この内容ですと、ちょっと町民の方で満足する方がいないんじゃないかということが想定できるので、これ、もう少しもんでからやったほうがいいかなという思いがありますので、今回のあれはちょっと次に送ったほうがいいかなという思いです。

以上です。

○議長（小関義明君） 反対ということですよね。

○5番（大橋照雄君） はい。

○議長（小関義明君） ほかに討論はございませんか。

13番、袴田 忍君。

○13番（袴田 忍君） 袴田です。

この議案第2号については、先ほど大橋議員のほうからは反対という話が出ましたが、私は取りあえず賛成の立場で討論したいと思います。

まず、1点目の改正が、宿泊施設を計画しようとする事業予定者に対し、事前に周辺地域との意見調整を求めようとするものであります。これは、関係法令にこうした仕組みがない中、町として町民の意見にも配慮し、でき得る限りの内容で考えられた規制内容であると理解しています。

次に、2点目の改正は、これも町民の意見に応えたものであり、既に運営されている宿泊施設などの事業者に対し、地域との間で適切な関係が構築されるよう、必要時には周辺住民と町を交えた、いわゆる3者協議の場を求めていこうとするものであります。

最後に、3点目の改正は、地方自治法など関係法令を遵守した上で、本条例の規制内容に見合った罰則を明文化するものであり、本条例の実効性をより一層高めようと提案されたものであると判断しております。

以上、3点が主な改正内容であり、いずれも問題の改善に向けて有益なものであり、必要かつ適切と判断して、私は賛成として討論とさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（小関義明君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第14、議案第2号 一宮町迷惑防止条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小関義明君） 起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第15、議案第３号 一宮町総合計画審議会設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口企画課長。

○企画課長（山口裕之君） それでは、議案つづりの21ページをお願いいたします。

議案第３号 一宮町総合計画審議会設置条例を廃止する条例の制定についてについて、説明させていただきます。

この廃止につきましては、現在は総合計画の内容を含めた一体的な計画として第２期まち・ひと・しごと総合戦略が策定されており、総合戦略の策定、推進に当たっては、一宮町まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱において、学識経験者、町議会関係者、農林、商工、観光など産業、教育や子育て、金融や労働の関係者、また公募委員の方々などから広く意見を聴取する代替手段が取られているため、廃止するものでございます。

説明は以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第15、議案第３号 一宮町総合計画審議会設置条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第16、議案第４号 一宮町ＧＳＳセンター背面急傾斜地崩落対策

工事の請負契約締結についてを議題といたします。

(「議長、動議」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) 本案は、1番、篠瀬議員の従事する業務に直接の利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により除斥に該当しますので、篠瀬議員の退場を求めます。

(1番 篠瀬寛樹君退場)

○議長(小関義明君) 6番、小林議員。

○6番(小林正満君) 議案第4号 一宮町GSSセンター背面急傾斜地崩落対策工事請負契約締結について、動議を提出いたします。

理由といたしまして、契約予定業者が、利害関係者が審議に参加できないと地方自治法第117条、また除斥に規定されていますので、動議を提出いたします。

以上です。

○議長(小関義明君) 今現在、これを対応してありますので、次に進みます。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長(高田 亮君) それでは、議案つづり22ページをお願いいたします。

議案第4号 一宮町GSSセンター背面急傾斜地崩落対策工事の請負契約締結について。

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和7年6月17日提出。一宮町長、馬淵昌也。

工事名、一宮町GSSセンター背面急傾斜地崩落対策工事。

契約金額、1億641万4,000円。

工期、本契約日の翌日から令和8年3月19日。

請負業者、一宮町東浪見2620番地、東日総業株式会社代表取締役、篠瀬栄進。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長(小関義明君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第16、議案第4号 一宮町GSSセンター背面急傾斜地崩落対策工事の請負契約締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで、篠瀬議員の入場を求めます。

（1番 篠瀬寛樹君入場）

○議長（小関義明君） 篠瀬議員に通告いたします。

ただいまの議案第4号 一宮町GSSセンター背面急傾斜地崩落対策工事の請負契約締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第17、議案第5号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、議案第5号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の締結についてご説明いたします。

議案つづりの23ページをお願いいたします。

本案は、下水道ストックマネジメント計画に基づく中央ポンプ場の関係でございます。

今年度実施いたします除塵機設備改修工事と耐震補強工事について、公益財団法人千葉県下水道公社との間に本年4月18日付、建設工事委託に関する仮の協定を締結いたしました。これを本協定といたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

なお、これらの工事は既に設定済みであります債務負担行為に基づき、令和8年度までの2か年計画で効率よく確実に進めてまいります。協定金額は、2年間の総額で5億1,143万円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第17、議案第5号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第18、議案第6号 九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口企画課長。

○企画課長（山口裕之君） それでは、議案つづりの24ページをお願いいたします。

九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議についてご説明いたします。

本議案は、令和8年4月1日から九十九里地域の水道用水供給事業及び南房総地域の水道用水供給事業を事業統合し、千葉県企業局が経営することとなるため、解散に伴う事業継承等に関する規定を追加する必要があることから、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

その内容は、九十九里地域水道企業団を解散した場合においては、千葉県企業局がその事務を承継し、決算については千葉県の監査委員が審査を行い、その意見をつけて千葉県の議会の認定に付するものとする規定を追加するというものでございます。

説明は以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第18、議案第6号 九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第19、議案第7号 九十九里地域水道企業団の解散についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口企画課長。

○企画課長（山口裕之君） それでは、議案つづりの25ページをお願いいたします。

九十九里地域水道企業団の解散についてご説明させていただきます。

本議案は、令和8年3月31日をもって九十九里地域水道企業団を解散するため、地方自治法第288条の規定により、関係地方公共団体と協議をするに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

その内容は、令和8年4月1日から九十九里地域の水道用水供給事業体及び南房総地域の水道用水供給事業体を事業統合し、千葉県企業局が経営するため、令和8年3月31日をもって九十九里地域水道企業団を解散するというものでございます。

説明は以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第19、議案第7号 九十九里地域水道企業団の解散についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第20、議案第8号 九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口企画課長。

○企画課長（山口裕之君） それでは、議案つづりの26ページをお願いいたします。

九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分についてご説明させていただきます。

九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分を定めるため、地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

その内容は、解散に伴い、九十九里地域水道企業団が保有する財産の全てを千葉県企業局に承継するというものでございます。

説明は以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

8番、鵜沢一男君。

○8番（鵜沢一男君） 解散に伴って企業局に全ての財産をとということですが、企業団の余剰金の扱いを質問したいと思います。

町でいえば基金に当たる部分の額が、まず幾らあるのか。それで、参加市町村に全く返ってこないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小関義明君） 山口企画課長。

○企画課長（山口裕之君） それでは、余剰金についてのご説明をさせていただきます。

九十九里地域水道企業団のほうにも確認をいたしました。余剰金等につきましては、将来の施設更新や、今後の老朽化対策や耐震化事業を進めていくため、内部保留資金等を有しておりますが、余剰となる資金は有しておりませんという回答でございました。

なお、統合によりまして、九十九里地域水道企業団が保有する財産は全て千葉県企業局に継承されますが、水道用水供給の事業も統合後15年間は地域別に区別して経理し、別料金とすることから、千葉県企業局に継承される九十九里地域水道企業団の財産につきましては、当分の間は九十九里地域の用水事業に使われることとなります。

財産に関しまして必要等ございましたら、財産に関する必要な資料を後日ご用意させていただきたいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小関義明君） 次に質疑ございますか。

（「8番」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） はい。

○8番（鶴沢一男君） 分かりました。ただ、基金が幾らあるかということが今、なかったもので、後日、書面で提出を求めます。

以上です。

○議長（小関義明君） 回答しなくてよろしいですか。

企画課長。

○企画課長（山口裕之君） それでは、九十九里水道企業団の財産等につきまして、書面でご用意させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小関義明君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第20、議案第8号 九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分について
を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで、会議再開後1時間程度が経過しますので、ここで15分間の休憩といたします。

再開は、15時10分といたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時09分

○議長(小関義明君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小関義明君) 日程第21、議案第9号 令和7年度一宮町一般会計補正予算(第1次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長(高田 亮君) それでは、議案つづりの28ページをお願いいたします。

議案第9号 令和7年度一宮町一般会計補正予算(第1次)議定について。

令和7年度一宮町一般会計補正予算(第1次)を別紙のとおり提出する。

令和7年6月17日提出。一宮町長、馬淵昌也。

29ページをお願いいたします。

令和7年度一宮町の一般会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,317万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億1,317万1,000円とするものとございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加は、「第3表地方債補正」によるものでございます。

それでは、議案つづり39ページ以降、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。

39ページをお願いいたします。説明欄でご説明申し上げます。一番上からいきます。

秘書事務費の修繕料です。こちらは町長車のエスティマのハイブリッドバッテリーが故障しているため修繕するもので41万9,000円の計上です。

次の人事管理事務費、産業医の報酬で3万円、こちらは先ほど条例改正いたしました増額分の補正になります。庁舎維持管理費23万5,000円、修繕料は社協の窓のブラインドの修繕、備品購入費として事務用備品は机、足元の棚、庁舎備品はロッカー、保健センターのロッカーですね、人事異動に伴うロッカーの増設になります。

次に、町有財産管理運営費です。444万7,000円。先に中段手数料です。こちら16万円ですが、こちらは町有地に不法投棄されたタイヤの処分手数料になります。

下から3番目、工事請負費の町有地崩落対策工事191万4,000円は、老女子の一部崩落が見られる町有地がございまして、近隣に影響がございしますので対策を行います。こちらの町有財産管理運営費の主なものに関しましては、旧一宮保育所で行います見守り型自習室事業になります。

上から順に説明します。

修繕料は今後の保育所で起こる修繕に対する予算計上です。通信運搬費や新たに設置するWi-Fiの通信運搬費になります。委託料のWi-Fi設置委託料は、Wi-Fiを設置するための委託料。工事請負費、防犯カメラを設置いたします。それから、保育所のトイレの改修工事、1、2階のトイレを和式から洋式に、あとウォシュレットを設置いたします。あとそれに伴いまして電気工事を行うための予算計上になります。

次に、下から2番目、ふるさと応援事業181万3,000円、こちらにつきましては一宮町納涼花火大会に係るガバメントクラウドファンディングによる寄附金増額に伴う増額で181万3,000円になります。

一番下、コミュニティ助成事業250万円、令和7年3月26日付で採択されましたものでして、コミュニティ助成金でございます。新熊区のステージ、テント、テーブル等へ助成をいたします。

次に、41ページをお願いいたします。

プレミアム付き商品券事業です。2,672万円です。こちらは令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で行う事業として、1万3,000円分の商品券を1万円で6,500冊配るための事業の経費でございます。

次に、定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業5,665万1,000円です。こちらは令和6年に実施しました同事業で算定した金額に不足が生じる方対象に、不足分を支給する事業に係る費用になります。

1つ飛ばしまして、参議院議員選挙費10万2,000円、報酬、投票管理者等報酬、こちらは条例改正に伴う不足分の補正になります。

その下、社会福祉総務事務運営費331万4,000円です。こちらは保健師の不足を会計年度任用職員で補うための経費になります。

次に、43ページをお願いいたします。

上から2番目、見守り型自習室運営費109万1,000円、こちらは先ほど説明いたしました旧一宮保育所で行う実習室の運営費になります。

その下、騒音対策事業223万円、こちらの主なものは委託料、騒音状況記録委託料。騒音が多発している複数施設について、期間を決めて騒音測定を行うための委託料などがございます。

その下、農業振興事業、産地パワーアップ事業補助金109万8,000円、こちらは当初計画から機械の変更があり増額補正をするものでございます。

その下、観光振興事業、一宮町観光協会補助金318万7,000円です。こちらはクラウドファンディングによる花火大会の寄附金でございます。

1つ飛ばしまして、道路維持管理事業250万円、工事請負費、町道維持補修工事です。こちらは町道3063号線、やまき石油西側の道路、町道ですね、こちら洪水時に15センチ以上の冠水が発生するのを解消するための工事費になります。

その下、道路愛護事業55万円、雑木伐採委託料、こちら町道に隣接する店舗に枝葉が越境して支障が生じたために伐採するための経費になります。

続きまして、45ページをお願いいたします。

一番上、災害対策事業3,603万2,000円です。こちらは3月末に採択されました新しい地方経済生活環境創生交付金を活用し行う事業でございます。工事請負費といたしまして752万7,000円、こちらは備品を収納するための防災用備蓄倉庫設置工事の費用です。備品購入費の公用車、こちらは災害支援ボックスを積載するために軽トラックを購入する費用でござい

ます。防災関係備品2,581万9,000円、こちらは自動ラップ式トイレ26台、それからテント式パーティション100張り、簡易ベッドが100台、軽トラに乗つける災害支援車コンテナの計上、それから水循環シャワーを購入するものでございます。

18節の負担金補助及び交付金109万1,000円は、千葉県被災者支援システム運用協議会負担金になります。

1つ飛ばしまして、東浪見小学校管理運営事業1,196万6,000円です。委託料、東浪見小学校大規模改修工事設計委託料1,177万円が主なものでございます。

その下、東浪見小学校給食事業104万5,000円、給食備品の購入費です。ガス炊飯器の故障に伴う備品購入になります。

その下、一宮小学校管理運営事業236万3,000円、修繕料、こちらは浄化槽曝気配管不具合が生じているため修繕をするものです。236万3,000円です。それともう一つ、北校舎、南校舎をつなぐ渡り廊下の雨漏りの修繕もこれに含まれております。

次に、教育振興事業60万5,000円、修繕料、こちらはタブレット端末10台の修繕料になります。

その下、社会教育事務運営費202万6,000円、こちらは窓口業務負担軽減のため会計年度任用職員を雇うための経費になります。

次に、47ページをお願いいたします。

町史編さん事業15万円、印刷製本費です。「一宮町史研究」創刊号、こちら売行きがよくて売り切れになってございますので、増品をいたします。15万円です。

1つ飛ばして、G S Sセンター管理運営費17万8,000円、主なものは修繕料、アリーナの床修繕の費用です。

その下、介護保険特別会計繰出金133万9,000円、こちらは事務費等分ということで、会計年度任用職員の勤務形態が変わり事務費に不足が生じたため補正を行うものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。36、37ページにお戻りください。

それでは歳入になります。

16款国庫支出金、総務費国庫補助金1億1,827万7,000円の補正は、地方創生臨時交付金一体支援枠の定額減税補足給付金給付事業に充てるもの、推進事業メニューは、プレミアム付き商品券事業、保育施設給食費等補助金給付事業、町立小中学校給食食材物価高騰対策事業に充てるものでございます。

消防費国庫補助金1,838万5,000円は、新しい地方経済・生活環境創生交付金で、地域防災

緊急整備型は歳出にあった災害対策事業に係る補助金、デジタル実装型は千葉県被災者支援システム運用協議会負担金に充てるものでございます。

17款県支出金、農業費補助金109万8,000円は、産地パワーアップ事業補助金で歳出にあった農業機械購入に充てる補助金でございます。

その下、選挙費委託金10万2,000円は、投票管理者等の報酬額改定に伴う執行経費増額分でございます。

19款寄附金、ふるさと応援寄附金500万円は、納涼花火大会に係るクラウドファンディングによる寄附金増額によるものです。

20款繰入金、ふるさと応援基金繰入金1,739万8,000円は、災害対策事業の町負担分を基金から繰り入れるものでございます。

1つ飛ばしまして、22款諸収入、雑入250万円は、コミュニティ事業に充てる助成金になります。

23款町債、学校教育施設等整備事業債700万円は、東浪見小学校管理運営事業の大規模改修工事設計委託料のうち、地方債充当額を補正するものでございます。

最後に、下から3つ目、繰越金ですが、歳出の各事業に補助金等を充てても不足する分について、前年度繰越金で賄うもので986万1,000円の計上になります。

少し前に戻りまして、32、33ページをお願いします。

まず、32ページです。

第2表債務負担補正、追加になります。

事項、入札等事務運営費。期間が、令和7年度から令和13年度まで。限度額を1,316万1,000円と定めます。

今回は、ちば電子調達システム第4期運用に係るサービス使用料について、債務負担を設定いたします。

現行第3期システムの契約が令和8年4月末で満了となることから、新たな提供体制への移行を図る必要があり、令和7年7月1日から令和13年4月30日までの6年間の契約を予定しております。

契約相手は富士通Japan株式会社で、千葉県による共同調達により、決定されたものでございます。

次に、33ページをお願いします。

第3表地方債補正、追加です。

起債の目的、学校教育施設等整備事業債、東浪見小学校大規模改修工事設計委託料になります。限度額は700万円です。

一般会計補正予算の説明につきましては、以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

6 番、小林正満君。

○6 番（小林正満君） 6 番、小林です。

39ページの町有財産管理運営費、これについては旧保育所の予算かと思います。

町長の行政報告の中にも、遊休施設となっている一宮旧保育所を活用し、子供が安全に過ごせる場所を提供するということを書いておりますけれども、津波が来まして、一宮川を遡上しまして非常に危険だということで、保育所、あそこを取りやめ、こども園を西部のほうへつくったというような経緯があります。いつからこれ安全になったのかをお聞きします。

○議長（小関義明君） 山口企画課長。

○企画課長（山口裕之君） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今回の夏休みの期間中の自習室につきましては、場所を旧一宮保育所で計画をしております。

議員ご指摘のありました津波に関しましては、利用者が自分の足で歩くことができる中学生や高校生を対象にしていること、また見守りのスタッフをつけるということで、その辺につきましては対応が図れるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 6 番、小林正満君。

○6 番（小林正満君） ありがとうございます。分かりました。取りあえず施設の利用は中学生以上ということでよろしいんですね。

○議長（小関義明君） 山口企画課長。

○企画課長（山口裕之君） 今回の旧一宮保育所を利用しました自習室に関しましては、現在の空き施設を使った利用といたしまして自習室をしております。

この背景につきましては、昨年度、また2年前から行っております公民館の建設の検討の中で、町民の皆様から特に子供の室内における遊ぶ場所、それから自習室、また図書館、そういったものの整備が非常に多く寄せられていたところでございます。

議員の皆様もご承知のとおり、現在新しい施設として中央公民館を含めました複合施設の

建設の計画を動いておりますが、完成までには数年間かかることとなると思います。その間、町民の皆様のご要望、ニーズを応えるために、今回まず自習室として旧一宮保育所を活用させていただき、自習室から始めさせていただいているものでございます。

今後も町民の皆様のニーズに応えるために、公民館の中でやれば一番いいんですけども、公民館の施設が設備も老朽化もしております。面積もあまり大きなものではございませんで、空いている部屋もないということの中から、空いている旧一宮保育所を活用して、町民のニーズが応えられるものができましたら、今後も計画等を企画課のほうでさせていただきたいと考えておりまして、その計画ができた段階で、また議員の皆様にもご説明をお諮りさせていただきたいと思っております。

このたびは、自習室ということで夏休みに計画させていただくことを、補正予算に計画案を計上させていただいているものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小関義明君） 6番、小林正満君。

○6番（小林正満君） ありがとうございます。取りあえず学習施設で利用するということがよろしいですね。今後またいろんな集会所とかいろんな形で使う可能性もあるということでもよろしいですか。

○議長（小関義明君） 山口企画課長。

○企画課長（山口裕之君） 今後、公民館が建設されるまでのニーズに応える形につきましては、様々なご意見やアイデアが出てくるかと思っておりますけれども、その中で、皆様方に公表ができる、ご相談ができる段階になりましたら、また、させていただきたいと思いますが、そのニーズにつきましては子供たちだけではなくて、大人の皆さんからも要望がございますので、またその辺もしっかり検討して、使っていきたいと思いますが、今回については子供向けの自習室ということで、6月補正にさせていただいておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小関義明君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第21、議案第9号 令和7年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第22、議案第10号 令和7年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） それでは、議案第10号 令和7年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定についてご説明をさせていただきます。

議案つづりの56ページをお願いいたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,118万円とするものでございます。

今回の補正につきましては、マイナ保険証の折り込みチラシ作業業務と、令和6年度の保険税軽減に対する交付金で過大申請があったため、返還するものを予算措置するものでございます。

それでは、歳出からご説明をいたします。

62、63ページをお願いいたします。

1款1項1目、国民健康保険運営事務費の需用費、印刷製本費9万7,000円については、昨年12月2日以降、従来の被保険者証が新たに発行されなくなり、健康保険者の利用登録がされたマイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。そのため、国より昨年度に引き続き、被保険者等に確実に周知広報することとされ、これらの経費について財政支援の下、実施を行うものであります。7月に送付する、資格確認書にマイナ保険証の折り込みチラシを同封するものでございます。

次に、7款1項5目、その他償還金68万7,000円は、令和6年度保険基盤安定負担金、保険者支援分の保険税軽減に対する国補助分の交付金で、当初交付を決定後の実績で過大申請

であったため返還するものでございます。

次に、歳入になります。

60、61ページをお願いいたします。

3款1項2目社会保障・税番号制度システム整備費等補助金（国保特会）については、マイナ保険証の折り込みチラシ分として、9万6,000円を増額。7款1項1目繰越金、前年度繰越金より令和6年度保険基盤安定負担金（保険者支援分）の返還金68万8,000円を計上するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第22、議案第10号 令和7年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第23、議案第11号 令和7年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関福祉健康課長。

○福祉健康課長（関 晴美君） それでは、議案第11号 令和7年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの66ページをご覧ください。

第1条でございます。本案は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億662万円にしようとするものでございます。

初めに、歳出についてご説明いたします。

議案つづりの73ページ、説明欄をご覧ください。

1行目の報酬から一番下の費用弁償まで合わせて133万9,000円の増額につきましては、認定件数の微増と認定調査を円滑に実施するための介護認定を行う認定調査員の人件費でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

議案つづりは、70ページにお戻りください。

補正予算の財源であります、一般会計繰入金から充てようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第23、議案第11号 令和7年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎諮問案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第24、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 諮問案第１号 人権擁護委員の推薦につき議会の皆様のご意見をお求めすることについて提案理由をご説明申し上げます。

議案つづりの76ページをご覧くださいませ。

現在、ご活躍いただいております人権擁護委員の田中 薫委員の任期が、この９月をもって満了いたします。そこで、引き続き田中さんに２期目となる人権擁護委員をお願い申し上げたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の皆様のご意見を求めさせていただくものでございます。

田中さんは、大学をご卒業なられた後、高等学校の教員として38年間奉職なされました。ご在職中は県立一宮商業高等学校の校長職などを歴任され、定年退職なさった後も大学において、現在もご活躍中であります。大変教育熱心な方であり、人格、識見ともに優れた方です。そこで、今後も人権擁護委員としてご尽力いただけるものと判断をいたしまして、皆様のご意見を求めさせていただくものであります。

任期は令和７年12月１日からの３年間となります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

なお、人事案件の質疑、討論に当たっては、個人の私生活にわたる言論や無礼な言葉を使用することはできないので、十分注意してください。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第24、諮問案第１号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。田中 薫さんを適任とすることに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小関義明君） 起立多数。したがって、本議会の田中 薫さんに対する意見は、適任

と決しました。

ここで日程追加のため、15分程度の休憩いたします。

会議再開は15時55分といたします。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 3時54分

○議長（小関義明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（小関義明君） お諮りいたします。発議案第1号から第2号までをお手元に配付いたしました追加日程表のとおり日程に追加し、追加日程1の日程第1から日程第2とし直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、発議案第1号から2号までを日程に追加し、追加日程1の日程第1から日程第2とすることに決定いたしました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 追加日程1の日程第1、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

13番、袴田 忍君。

○13番（袴田 忍君） 13番、袴田です。

発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和7年6月17日提出。

提出者、一宮町議会議員、袴田 忍、賛成者、一宮町議会議員、藤井幸恵、賛成者、一宮町議会議員、畑場博敏。

一宮町議会議長、小関義明様。

それでは意見書を読み上げます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさを増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されている。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月17日。

千葉県長生郡一宮町議会議員、小関義明。

内閣総理大臣、石破 茂様、財務大臣、加藤勝信様、文部科学大臣、あべ俊子様、総務大臣、村上誠一郎様。

以上。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより追加日程1の日程第1、発議案第1号 義務教育費国庫負担金制度の堅持に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。

(「異議あるよ」と呼ぶ者あり)

○議長（小関義明君） お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小関義明君） 起立多数。したがって本案は原案のとおり可決いたしました。
可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出いたします。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 追加日程1の日程第2、発議案第1号 国における2026年度教育予算
拡充に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

13番、袴田 忍君。

○13番（袴田 忍君） 13番、袴田です。

発議案第2号 国における2026年度教育予算拡充に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和7年6月17日提出。

提出者、一宮町議会議員、袴田 忍、賛成者、一宮町議会議員、藤井幸恵、賛成者、一宮町議会議員、畑場博敏。

一宮町議会議長、小関義明様。

意見書を読み上げます。

国における2026年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育政策の展開には、財

政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、2026年度にむけての予算の拡充をしていただきたい。

- ・災害から教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること。
 - ・子どもたち一人ひとりにきめ細かな指導するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
 - ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
 - ・現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。
 - ・安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制を充実させること。
 - ・多様な遊びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障するため、必要な予算措置を講じること。
 - ・安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備にむけ、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を拡充すること。
 - ・GIGAスクール構想を着実に推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること。
- など。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中であるが、必要な教育予算を確保されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月17日。

千葉県長生郡一宮町議会議員、小関義明。

内閣総理大臣、石破 茂様、財務大臣、加藤勝信様、文部科学大臣、あべ俊子様、総務大臣、村上誠一郎様。

以上です。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより追加日程1の日程第2、発議案第2号 国における2026年度教育予算拡充に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小関義明君) 起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出いたします。

◎閉会の宣告

○議長(小関義明君) 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年度第2回一宮町定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4時05分